

議事日程 (第2号)

平成18年 9月11日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 認定第1号 平成17年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第2号 平成17年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第3号 平成17年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第4号 平成17年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第5号 平成17年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第6号 平成17年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第7号 平成17年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第8号 平成17年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第9号 平成17年度中間市水道事業会計決算認定について
- 日程第11 認定第10号 平成17年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第2～日程第11 質疑・委員会付託)
- 日程第12 第46号議案 平成18年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第13 第47号議案 平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)
- 日程第14 第48号議案 平成18年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第15 第49号議案 平成18年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第16 第50号議案 平成18年度中間市老人保健特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第17 第51号議案 平成18年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第

1号)

(日程第12～日程第17 質疑・委員会付託)

日程第18 第54号議案 中間市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第19 第55号議案 中間市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第20 第57号議案 中間市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例

(日程第18～日程第20 質疑・討論・採決)

日程第21 第52号議案 中間市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例

日程第22 第53号議案 中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第23 第56号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(日程第21～日程第23 質疑・委員会付託)

日程第24 第58号議案 中間市環境基本条例

日程第25 第59号議案 中間市障害福祉計画策定委員会条例

(日程第24～日程第25 質疑・委員会付託)

日程第26 第60号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第27 第61号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

(日程第26～日程第27 質疑・討論・採決)

日程第28 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (21名)

1番 中家多恵子君

2番 山本 慎悟君

3番 佐々木晴一君

4番 植本 種實君

5番 古野 嘉久君

6番 青木 孝子君

7番 久好 勝利君

8番 井上 太一君

9番	岩崎 三次君	10番	堀田 英雄君
11番	井上 久雄君	12番	湯浅 信弘君
13番	掛田るみ子君	14番	香川 実君
15番	上村 武郎君	16番	岩崎 悟君
17番	佐々木正義君	18番	米満 一彦君
19番	下川 俊秀君	20番	片岡 誠二君
21番	杉原 茂雄君		

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	助役	………	山崎 義弘君
教育長	………	船津 春美君	総務部長	………	柴田 芳夫君
市民経済部長	………	萩原 一秋君	保健福祉部長	………	田中 茂徳君
建設部長	………	行徳 幸弘君	教育部長	………	左京 邦彦君
上下水道局長	………	小南 哲雄君	市立病院事務長	………	貞末 伸作君
消防長	………	長谷川邦彦君	総務部参事	………	前原 光博君
秘書課長	………	田中 久光君	経営企画課長	………	白尾 啓介君
財政課長	………	牧野 修二君	総務課長	………	中野 諭君
契約課長	………	矢野 卓雄君	市民課長	………	原田 慶雄君
経済振興課長	………	増田令次郎君	環境保全課長	………	松本三千人君
人権推進課長	………	中村 次春君	介護保険課長	………	成富 隆俊君
健康増進課長	………	中尾三千雄君	管理課長	………	栢野 広行君
都市整備課長補佐	………			………	林田 繁君
下水道課長	………	佐藤 満洋君	教育総務課長	………	中村信一郎君
学校教育課長	………	深見 卓矢君	生涯学習課長	………	津田 正人君

事務局出席職員職氏名

局長	谷川 博君	次長	白子 優一君
補佐	小田 清人君	書記	岡 和訓君
書記	平川 佳子君		

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
佐々木 晴一	<p>中間市行財政集中改革プランについて</p> <p>①扶助費の抑制について ②産業振興・企業誘致について ③勤務評価制度と昇任・人事配置について ④窓口業務の時間延長と東部出張所について ⑤事務事業の評価・見直しについて</p>	市長
久好 勝利	<p>市場化テスト法について</p> <p>①国や地方自治体が行う公共サービスを、行政と民間のどちらが行うかを競争入札で決めることができる、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（市場化テスト法）が成立しました。</p> <p>民間企業は、市場化テストの導入で50兆円のビジネスチャンスが到来するとして、大手企業を中心に参入を狙っています。</p> <p>市場化テストを実施するかしないかは、地方自治体で決めることができます。市長はどのように考えておられますか、見解を伺います。</p> <p>②官から民への流れのなかで、外部に委託された住民情報の漏洩が問題になっています。NPO日本ネットワークセキュリティ協会の調査によると、外部委託先、出入り業者などの外部の人間による不正な情報持ち出しが54.6%と個人情報漏洩の半数以上を占めています。</p> <p>また、個人情報保護法の施行によってガードが堅くなったことから、ヤミで取引される個人情報の値段が、一人分10円程度から数倍に上がったといわれます。個人情報流出による被害が心配されます。市長はどのように考えておられますか、見解を伺います。</p>	市長
青木 孝子	<p>入札制度の改善について</p> <p>財政の健全化・効率化を図り、住民サービスを低下させないために、入札制度の見直しを検討すべきではありませんか。</p> <p>また、公共工事に絡み、暴力団が資金を得る事件が各地で発覚しており、公共工事から暴力団との関係を排除する対策を講ずるべきではありませんか。</p> <p>市長の所見を伺います。</p> <p>安心・安全な街づくりについて</p> <p>①市内の公営住宅で覚せい剤の売買がおこなわれ、地域住民は不安な生活を余儀なくされています。市民が安全で安心して生活を営まれる公営住宅の環境整備について、市長の所見を伺います。</p> <p>②工藤会系・極政組事務所は、青少年が多く住んでいる県営住宅など住宅密集地域にあり、青少年の非行防止のため、暴力団事務所を撤去することが不可欠です。2003年12月中間市議会は、「暴力団事務所をなくし、暴力のない中間市を求める」請願を全会一致で採択しています。市長は議会の決議に応え、暴力団組事務所を撤去するための措置を講ずるべきではありませんか。市長の決意を伺います。</p>	市長

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
古野 嘉久	<p>窓口サービスの充実について ①市民サービスの向上の観点から窓口業務の土曜日、日曜日の実施と、平日の時間延長について可能かどうか伺います。 ②東部出張所を近隣の公共施設に移転することによる経費の節減と、窓口業務の改善について実施方法等を伺います。 ③窓口業務の一本化(ワンストップサービス)について導入を検討される考えがないか市長の見解を伺います。</p>	市長
	<p>中鶴地区の開発について ①中鶴地区市営住宅の老朽化が目立ってきていますが、建替えの計画はあるのか。あるとすれば時期、規模、手法等々について具体的内容を伺います。 ②中鶴地区に暴力団事務所といわれている建物がありますが、この件について市議会においても何度も取り上げて参りましたが今だ有効な対策はとられていません。この問題に如何に対処していくのか見解を伺います。</p>	市長
	<p>南中学校における生徒の転落死亡事故について 事故の経過と対応について伺います。</p>	教育長
掛田 るみ子	<p>中間市地域生活支援センター「パルハウスぼちぼち」について 障害者自立支援法の施行に伴ない、施設の役割と運営はどのように変わるのかお伺いします。補助金が減額されても、地域の受け皿としての役割を担うためには、利用料を取らずに運営するべきと考えますが所見をお伺いします。</p>	市長
	<p>災害時の要援護者(災害弱者)対策について 施設から地域への移行という国の方針を考えると、高齢者や障害者など災害弱者の把握ができる福祉マップづくりや、地域の力をお借りしての支援体制づくりの必要性を感じますが、本市としての対策をお伺いします。 災害時の避難情報などの伝達に、電子メールの一斉配信が利用できると思いますが、所見をお伺いします。</p>	
	<p>公共施設の耐震化について 本市における、公共施設の耐震化の現状と耐震化促進のための取り組みについてお伺いします。</p>	
中家 多恵子	<p>高齢者虐待への対応について 介護施設での虐待や家族、親族などから暴力を受けるなど「高齢者虐待」は社会問題化する中で、高齢者虐待防止法が4月から施行されました。 中間市における①市民への周知、②職員等の研修、③養護者への支援、④関係機関とのネットワークなどについて、お尋ねする。</p>	市長
	<p>公費による不当共済掛金(シニアプラン)の廃止について 制度廃止後の返還金の取り扱いについて</p>	

議 案 の 委 員 会 付 託 表

平成 18 年 9 月 11 日
第 4 回中間市議会定例会

議 案 番 号	件 名	付 託 委 員 会
認 定 第 1 号	平成 17 年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について	別 表 1
認 定 第 2 号	平成 17 年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について	民 生 経 済
認 定 第 3 号	平成 17 年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について	
認 定 第 4 号	平成 17 年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建 設 水 道
認 定 第 5 号	平成 17 年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認 定 第 6 号	平成 17 年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	民 生 経 済
認 定 第 7 号	平成 17 年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について	総 務 文 教
認 定 第 8 号	平成 17 年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	民 生 経 済
認 定 第 9 号	平成 17 年度中間市水道事業会計決算認定について	建 設 水 道
認 定 第 10 号	平成 17 年度中間市病院事業会計決算認定について	民 生 経 済
第 46 号議案	平成 18 年度中間市一般会計補正予算 (第 3 号)	別 表 2
第 47 号議案	平成 18 年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第 2 号)	民 生 経 済
第 50 号議案	平成 18 年度中間市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)	
第 51 号議案	平成 18 年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	
第 48 号議案	平成 18 年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	建 設 水 道
第 49 号議案	平成 18 年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	
第 52 号議案	中間市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例	総 務 文 教
第 53 号議案	中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	民 生 経 済
第 56 号議案	中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例	
第 58 号議案	中間市環境基本条例	
第 59 号議案	中間市障害福祉計画策定委員会条例	

別表 1

平成17年度一般会計決算

歳入

款別	付託委員会	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

款別	款名	項目	付託委員会
1	議会費	全 項	総務文教
2	総務費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	
		1項5目、9目、11目の一部	建設水道
		1項11目の一部、2項1・2目、3項1・2目	民生経済
3	民生費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	
		1項1・4目の一部、1項10目	総務文教
4	衛生費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	民生経済
		1項1目の一部	総務文教
		1項3目の一部	建設水道
5	労働費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	建設水道
6	農林水産業費	全 項 (1項2目、4目の一部は総務文教)	
7	商工費	全 項 (1項3目の一部は総務文教)	民生経済
8	土木費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	建設水道
		4項1目・5項1目の一部	総務文教
9	消防費	全 項	
10	教育費	全 項	
11	災害復旧費	全 項	
12	公債費	全 項	
13	予備費	全 項	

別表 2

平成18年度中間市一般会計補正予算(第3号)

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算	各委員会
第2条	第2表 債務負担行為	総務文教
第3条	第3表 地方債	総務文教

歳入

款別	款別	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

款別	款名	項別	付託委員会
1	議会費	全項	総務文教
2	総務費	全項(1項5目の一部、建設水道) 全項(2項2目、3項1目の一部、民生経済)	
3	民生費	全項(1項1・4目の一部、総務文教)	民生経済
4	衛生費	全項	
5	労働費	全項	建設水道
6	農林水産業費	全項	民生経済
7	商工費	全項	
8	土木費	全項(4項1目の一部、総務文教)	建設水道
9	消防費	全項	総務文教
10	教育費	全項	

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は21名で定足数に達しております。
これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。なお、
本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いします。

日程第1. 一般質問

○議長（井上 太一君）

これより、日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

おはようございます。私は、中間クラブの佐々木晴一でございます。質問通告書に基づ
きまして、6月議会に引き続き、この中間市行財政集中改革プランについて質問をさせて
いただきます。

6月議会におきましては、人件費の抑制等を中心として質問をさせていただきましたけ
ども、今議会におきましては、人件費に続く大きな課題と思われる5点について質問をさ
せていただきます。

まず、1点目といたしましては、扶助費の抑制問題でございます。中間市の扶助費、そ
の中でもとりわけ生活保護費は、ご存知のように、年間24億円に迫る大きな割合を占め
ております。この生活保護費を初めとした扶助費、これをいかに抑制するかが今回の行革
プランの中心的な課題といっても過言ではないと思います。この扶助費の抑制は、歴代市
長は誰も解決することができませんでした。この内容は、中間市だけではなく、旧産炭地
共通して言える課題でございます。この扶助費の額は、旧産炭地とそうでない地域とは、
大きな開きがあるのは皆さんのよく知っているところでございます。今回、この行財政集
中改革プランに、この扶助費の抑制が盛られていることは、大きく評価されるものであり
ます。

では、いかにしてこの難題の扶助費の抑制をされるおつもりか、市長の所信をお願いし
たいと思います。

続きまして、産業振興、企業誘致について質問をさせていただきます。

本年1月におきましての人事発表において、新たに経済振興課の中に企業誘致係を新設
されました。そして、3月のこの中間市行財政集中改革プランの中に、企業誘致というこ
とが初めて盛り込まれていきました。そして、先日の5月15日におきまして、五楽北部
工業団地を整備、開発することを正式に松下市長は発表されてきました。この大きなプロ

ジェクトであると思われるこの五楽北部工業団地におけるこの構想及び規模、また市長が考えておられる将来構想等を交え、説明していただきたいと思うのであります。

続きまして、勤務評価制度のことをございますけども、私が3月議会、6月議会におきまして、喫煙室の問題と絡めまして、この勤務評価制度の必要性を訴えてまいりました。既に護送船団方式が終わり、各自治体の独自の切磋琢磨によるこの自助努力こそが、これから問われる時でございます。だからこそ民間のように競争原理が自治体においても迫られているわけでありまして。この地方自治体のみならず、職員においても、今までとは違う競争原理というものを取り入れていかななくてはなりません。そのためにこの勤務評価制度の必要性が迫られていくわけでございます。この自助努力というものを軽視していくならば、北海道夕張市に見るような財政破綻に陥ってしまうとも限らないわけでありまして。

続きまして、窓口業務の時間延長と東部出張所の問題についての質問でございます。

元大島市長時代より、私は常々窓口業務の時間延長は必要だと訴えてまいりました。この窓口業務の時間延長は、首長の心一つで、簡単に実行できる内容だと私は思います。しかし、それがいまだに実行されておりません。そして、東部出張所の問題も常々言われておりました。この2点の問題、今回の行革プランに盛り込まれておりますので、ぜひともこの所信を、決意のほどを聞かせていただきたいと思っております。

最後に、この中間市が市民に提供しています事務事業を挙げれば、何十、何百とあるに違いございません。この行革プランを見事達成するか否かというのは、この事務事業をすべて洗い出し、ゼロベースから見直す必要があるわけでございます。それとあわせまして、中間市民意識調査報告書を見れば、市政に満足しているかという問いに対して、この回答者の6割の方が満足していないと答えているわけでございます。この不満層が6割にも至っているこの事実を、私たちは重く受けとめていかなければなりません。この市民の満足を目的とする市民サービスの向上、また経費の削減を目的とする行財政改革、一見相反する内容に思えますけれども、この2つをやっていかない限りにおいては、中間市のこれからの単独行政の道は開けていかないわけでございます。

そこで、この件に対する市長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

以上、私からの5点についての第1回目の質問を以上にて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

佐々木晴一議員の中間市行財政集中改革プランについてのご質問にお答えをいたします。

初めに扶助費の抑制についてでございますが、扶助費は生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法などに基づいて、生活貧困者や社会福祉関係法の対象者を救済するための交付金であり、平成17年度普通会計決算では、45億3,700万円に上り、国庫補助金

等の特定財源を除いた市の負担となります。税などの一般財源では、13億4,600万円となっており、歳出総額に占める一般財源の割合で比較いたしますと、扶助費は10.9%を占め、他の教育費や土木費と比較いたしましても、最も多くの一般財源を要しております。

また、平成16年度の決算では、本市1人当たりの扶助費の額は、約9万4,000円で、県下政令市を除く都市の1人当たりの平均、約6万2,000円と比較いたしましても、3万2,000円も多い支出額でございます。

さらに、国の三位一体改革による国庫補助金や、地方交付税の大幅な削減となる中で、今後も高齢化などによる扶助費の増嵩は、一層厳しい財政運営を強いられることとなる大きな問題でございます。

このような財政状況を打破するために、今回の行財政集中改革プランの重要課題として掲げ、扶助費の総額を適正に抑制する努力を行うものでございます。

扶助費の中でも、経費の占める割合の多いものは、生活保護費で、平成17年度の決算では、24億8,300万円となり、前年度と比較いたしましても、1.7%の伸びであります。その中でも、医療扶助費は、年々増加し、平成17年度決算では、前年度より5,580万円増加し、3.9%の大幅な増加となっております。

生活保護に関しましては、バブル経済崩壊後から、全国的に被保護者の増加傾向が続く中で、厚生労働省は、保護基準額の改定に当たり、毎年アップいたしておりました基準額を据え置いたり、老齢加算と母子加算の廃止や削減を行うなど、歳出抑制を柱とする見直しを進めております。

さらに、平成17年度から生活保護行政の根本的な見直しを図り、最低生活を保障することのみならず、被保護世帯の自立支援体制の強化、すなわち再就職のあっせんなどを図る方針を打ち出しました。

本市におきましても、被保護者の数は平成12年度以降増加を続けており、この対策といたしまして、平成17年度後半からは厚生労働省の指導に基づき、就労指導専門員を配置いたしまして、就労支援体制を強化する対策も取り入れてまいりました。結果といたしまして、平成18年7月末の被保護者数は、1,465人で、前年度より42人減少しております。また、医療費の増嵩に対しましては、ケースワーカーによる訪問調査を強化し、生活指導、特に被保護者の健康対策についても、指導の徹底を図るなど医療費の抑制に努めているところでございます。

また、生活保護費以外の扶助費につきましても、敬老祝金等の見直しや、予防医療の推進による医療費の抑制等の施策をあわせて行うことにより、今後も扶助費の抑制に努めていく所存でございます。

次に、産業振興、企業誘致についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、産業振興についてでございますが、市内における中小企業者の事業活動の融資

の円滑化と、その振興発展を図ることを目的といたしまして、中間市中小企業融資制度を設けております。

この制度は、市が資金の一部として貸付金1,900万円を金融機関へ預託し、金融機関を通じて、低利融資を行うというものでありますが、平成17年度にこの融資制度を利用している企業は、2社と少数でありましたことから、本年度から、1企業につき融資限度額を400万円から800万円に引き上げ、企業が借りやすい制度に見直しを行っております。

今後、この融資制度を利用する企業が多ければ、貸付金の増額を検討したいと考えております。

また、地域創業助成金制度につきましては、地域雇用創造の核となる産業における新たな雇用創出を支援するための助成金といたしまして、従来からの地域貢献事業分野に加え、市町村等が自ら選択した重点産業において創業する者に対しまして、厚生労働省より創業経費及び雇入れ経費について助成するものであります。

この助成金の内容につきましては、創業経費の支援といたしまして、創業から6か月以内にかかった経費の3分の1が支給され、上限額が150万円から500万円、雇入れの支援といたしまして、非自発的離職者1人当たり30万円、短時間労働者の場合は1人当たり15万円が支給されます。

中間市は、地域重点分野といたしまして総合工事業、各種小売業、一般飲食店の3分野を本年2月に申請いたしております。

地産地消事業につきましては、従来からの「やっちゃん市場」や、本年6月に「JAおんが農産物直売所・旬彩の市 やさい畑・中間店」が中間三丁目にオープンし、地元で生産された安全で安心な農産物を安く地元で消費することで、農家の収入増を図る取り組みを行っております。

次に、企業誘致についてでございますが、現在、川西地区に、仮称五楽北部工業団地を計画しております。

この工業団地は、約21ヘクタールの規模で、現在、農業振興地域農用地でありますことから、農業振興地域農用地除外の打ち合わせを県と行っているところでございます。

この工業団地への企業誘致の取り組みといたしまして、福岡県が九州北部に自動車産業の拠点とし、年間100万台から150万台の自動車生産を見込み、またこれに伴い自動車部品の地元調達率を50%から70%と見込んでいることから、自動車関連産業で、多くの雇用と経済波及効果が見込まれております。

本市におきましても、将来の雇用機会の創出とともに、若者の定住化による地域の活性化、さらには安定した自主財源の確保といった観点から、企業誘致を促進し、仮称五楽北部工業団地計画を積極的に推進してまいりたいと考えております。

また、この工業団地計画の推進体制といたしまして、本年7月1日付で「市民経済部経

済振興課五楽北部工業団地造成事業推進室」を新設いたしましたところでございます。

次に、職員の勤務評価制度の質問についてお答えをいたします。

社会経済情勢が成長の時代から成熟の時代へと転換し、構造的な変革を迎えている現在、地方公共団体を取り巻く環境も大きく様変わりしようとしています。地方分権が実施段階に入り、従来のに依存していた中央集権型の行政システムから、地方自らの責任において決定・実行していく地方分権型の行政システムへの転換が求められております。

このような中、市民本位の行政運営を発展させていくためには、人材育成を充実し、職員の能力、意欲を向上させることにより、組織全体のレベルを上げる必要があります。

これからの人事管理制度は、職員の能力や実績を重視したものとし、職員のやる気や向上心を高め、個々の職員がそれぞれの個性を生かして持ち味を発揮することにより、行政サービスの向上に寄与し、市民満足度を高めていくものでなければなりません。このため、現在実施中であります中間市行政改革大綱には、「職員の勤務成績を公平かつ公正に評価する仕組みの構築」と、「職員の意識改革と能力の向上のための効果的人材育成システムの構築」を目標といたしまして、職員の人材育成と資質向上に取り組むこととし、大綱を踏まえて、策定されました行財政集中改革プランにおきましても、具体的な取り組みといたしまして、勤務評価制度の導入や人材育成基本計画の策定が記述されているところであります。

とりわけ、議員ご質問の勤務評価制度は、職員の日常の勤務や仕事ぶりを通じて、その業績、能力や態度などを組織的、客観的に評価し、能力開発、昇進や配置、給与など、人事管理の全部または一部に反映させる仕組みでありますことから、制度構築に際しましては、人材育成における他の項目と有機的に連動しながら、機能するものとしなければなりません。

また、勤務評価制度構築に当たっては、実効性と継続性のある制度とするため、評価基準を明確にした上、その基準を公表することにより、透明性、公平性、公正性及び納得性の高い制度設計に努めることが求められ、このためにさまざまな評価方法が考案されております。

一例を挙げますと、透明性や公平性の確保のための方法といたしまして、評価者の違いによる評価のばらつき防止のための評価者訓練の徹底や1人の被評価者に対し複数の評価者を設定し客観性を高める多面評価制度の導入など、また納得性の確保のための方法といたしまして、業務の目標を職員自身が設定し、上司との合意形成のもとで、その達成状況を検証する目標管理制度と融合させる方法や、加点方式による長所助長型の評価方法の採用や評価結果を本人に対し公表し、自覚を促す育成型評価の実施等、さまざまな手法が考案されております。

一方、この勤務評価と相互に関連します昇任や人事配置であります。近年の多様化、複雑化する行政需要に対応するための新たな人事管理が必要であろうと考えているところ

でございます。これまでの係長、課長、部長といった段階的に役職に就くラインでの人事管理に加え、高度な政策に対する判断や専門的な課題に対応する専任職あるいは専門職といったスタッフ職を導入する複線型人事管理の検討をいたしております。

いずれにいたしましても、ご質問にあります勤務評価制度と昇任、人事配置につきましては、先に申し上げましたとおり、職員の資質向上、組織の活性化、市民サービスの向上といった上で大変有効な手段と認識しておりますが、行財政集中改革プランに掲げておりますとおり、まずその根幹の計画となる中間市人材育成基本計画を策定し、その計画の中で本市における最も有効かつ適切な方法を検討してまいり所存であります。

次に、窓口業務の時間延長と東部出張所についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、窓口業務の時間延長についてでございますが、市民サービスの向上を図る観点から、行財政集中改革プランにおきましては、住民票の発行等の一部窓口業務の時間延長等について、計画期間中の実施を目指すことといたしております。

現在、窓口業務の時間延長の実施について検討を進めているところでございますが、実施に当たっては、職員の勤務体制及び勤務時間等について、どう対応するか課題があります。

職員の勤務時間については、行財政集中改革プランにおいても、その見直しを行うことといたしており、既に見直しに向けて職員団体と協議を進めているところであります。

窓口業務の時間延長につきましては、この勤務時間の見直しを行った上で、実施に向けて具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、東部出張所の移転でございますが、経費の節減等の観点から、行財政集中改革プランにおきましては、土地建物を民間から賃借して運営している東部出張所の機能を、近隣の公共施設に移転することの検討を進めることといたしております。

公共施設に移転することで、賃借料が不要となり、年間約400万円の財政効果が見込まれるところでございますが、一方では、駐車場不足や交通の便が不便となることなど、住民の利便性の面でデメリットが想定されております。

今後は、移転に向けた課題をしっかりと把握した上で、移転実施につきまして、総合的に検討を進めてまいり所存でございます。

次に、事務事業の評価、見直しについてのご質問にお答えをいたします。

地方分権の推進、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急激な変化などによる財政状況の悪化、市民ニーズの多様化など、本市を取り巻く環境が大きく変化しております。

このような中、市民の満足度の高い行政サービスを提供し、個性と魅力あふれるまちづくりを安定的に推進するためには、限られた財源と資源を有効に活用し、持続可能な行財政基盤の確立、施策・事務事業を効果的、効率的に実施し、成果重視の行財政運営に転換することが求められているところでございます。

こうしたことから、行財政運営の改善手法といたしまして、また行政の意図やその結果

をわかりやすく説明する手法といたしまして、政策、施策及び事務事業の目的を明確化するとともに、その目的に応じた成果指標等を用いて、有効性や効率性を評価し、その結果を行財政運営の改善につなげていく事務事業評価制度の導入に向けて検討を進めているところでございます。

この事務事業評価制度の導入は、限られた行政資源を効果的に活用していくために必要な計画・実施・評価・改善という、いわゆる行政経営マネジメントサイクルを行政活動に組み入れることによって、効率的で質の高い行財政運営の確立を目指し、また市民への説明責任を果たす観点から、市民にとってわかりやすく透明性の高い行財政運営の実現を目指すものであります。

次に、事務事業の見直しについてでございますが、本年3月に策定いたしました中間市行財政集中改革プランで取り組んでおります実施項目について、地域経営の視点から、事務事業全般について見直しを行い、市民満足度の高い行政サービスの提供に努めるという観点に立って、行政の責任領域に留意し、行政関与の必要性、行政効率、効果等を十分に吟味し、事務事業の整理合理化を図ることといたしております。

具体的な取り組みといたしましては、可能な限りの目標の数値化や具体的な指標を用いて策定し、成果重視の観点から、その事業効果を毎年検証していくことといたしております。

また、事務事業の見直しによる効果につきましては、他の行政改革の取り組みと同様に、毎年その実施状況を取りまとめ、議会に設置されております「行財政を見直し、抜本的な改革に関する調査推進特別委員会」及び民間委員により構成されております「行政改革推進委員会」に取り組む結果について説明、報告するとともに、市のホームページや広報なかまに掲載し、広く市民に公表していくことにいたしております。

この計画・実施・評価・改善というサイクルで事務事業の見直しを不断に行うことにより、より効果的な行政運営の実現を図ってまいりたい所存でございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

企業誘致についての再質問をさせていただきます。

五楽北部工業団地を開発整備するという意向は、改めて市長からの答弁ではっきりしてきました。そこで、広さも21ヘクタールということも、今答弁で知りました。そこで、この開発整備するにおきまして、用地を買収していかなきゃならないと思うわけですが、この買収金額の総額予想、そして並びに造成の工期等をお聞かせください。

以上です。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

単価等につきましては、現在地元へ投げかけております。まだまだはっきりした状況ではございませんし、またいろいろと影響多い問題でございますので、現時点でどのような単価折衝をしているか、ちょっと差し控えさせていただきたいなど、そんなふうに思っております。

また、先ほど申しましたように、ここは農振地域でございますので、まず地元へ委員会等々つくっていただきまして、いろんな問題検討していただいている状況でございます。その単価も含めまして。そういう状況の中で、まず地主さんの同意を得て、それをもって農振外し、これはまた半年、1年かかるようなことでございます。私どももじっくり腰を据えた中で、これに対応していきたいなど。造成時期等についても、前段のこういう作業が進まない、ちょっと設定できないかなという思いでございます。できるだけ、私どもといたしましては、早目にそういうふうな工業団地整備して、対応したいなどという思いはあるんですが、相手があることでございますので、それを見ながらやっていきたいなど思っております。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

この企業誘致におきましては、成功すれば、本当にめでたいことですが、これはリスクが非常にあります。福岡県も後押しをしてくれているようでございますけれども、地元、部品の調達率を今の50%から70%にするということでありましたけれども、わずか20%の上昇で、この工業団地を造成していくという面においては、その成功の可能性というのは、どれほど市長は見ておられますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、私どもは県の方、また私ども、個人のつて等々で、いろんな社長さんに会ったり、コミュニケーションをとっているところでございますけれども、今現在、あの土地が幾らで売り出すかということ、今走り出したばかりで、そういうあたりも実は決まっておりますし、しかしながら、私どもの中間市の航空写真見られたらわかると思いますが、川東地区、これは通谷、太賀、あの一带は、もう住宅でいっぱい密集しておりますので、この中間市を今から開発、発展、また先ほど言いましたような企業誘致等々でお若い方が定住するような施策を打つ場所ではございません。そういう中で、吉田ぼた山から岩瀬の田んぼ、岩瀬の田んぼについては、これは市街化田でございますので、先ほど申したような農振外しの手続が要らない所でございますので、すぐにでも宅地化できる、早く宅地化しなさいという田んぼでございますので、これはご存知のように、今アパート等々が建ってきて、開発が進ん

でいるというふうな状況でございます。それでも、遠賀橋を渡った川西地区におきましては、農振地域ということで、網がかぶって、開発が全く手つかずの状況でございます。そういう中で、今、リスクの話ございました。当然、リスク背負う部分でございます、私も市長になって1年でございます。そういう中で、こんなリスクのある事業、もう少し後でいいんじゃないか。それは当然そういう話だってあるわけで、しかしながら、今私が申しましたように、あの地域の一連のラインの開発、これは私自身も二、三年遅れているなど、そういうふうな思いがありますので、今私がこの立場にある人間がリスク云々というより、中間市の将来の開発、発展のために手をつけておかなければならないと、そういうふうな、使命感もある中で、一連の動きをやっているところでございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

それとあわせまして、洪水ハザードマップというのが今全戸に配られておりますけども、これを見ますと、ちょうど五楽北部工業団地の地域は、すべて2メートルから5メートルの水没地域となっております。このような地域を開発して、企業が社運をかけて、本当にやってくるでしょうか。そしてまた、その企業のために洪水対策などもしてあげるおつもりなのでしょうか、そこら辺をお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

現在、国土交通省遠賀川事務所の松木所長がおられるわけでございますが、この方は大変積極的に事業を展開されております。四、五十年に一度、また100年に一度の大雨にも対応できる、そういうふうな遠賀川の河川整備を精力的にやっております。一例を申しますと、中間に製鉄の井堰があるわけで、その井堰が、本来、流水、水の量で倒れて、水の多い時では、みな倒れないといかんという状況になるんですが、先般もその状況の写真を持ってきていただきまして、二、三カ所倒れてない所があるわけで、当然流動阻害になるわけでございます、こういうことじゃいかんと、計算上、これは大変なリスクがあるわけで、ちゃんと水の量によって、ちゃんとその機能を果たすような井堰をつくりかえてやろうと。そんな話もされておりますし、中ノ島の話もちょっとされておまして、そういうあたりも、流動確保のために整備していこうと、そういうふうな話でございます、遠賀川の土手等々につきましても、建設省、十分対応していただいて、そういうふうな大雨にも対応できるような対策は十分とっているところでございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

今回、塘ノ内砂山線の道路整備の補正予算も上がっていますが、岩瀬東部開発のコミュニティーセンターとか武道館の建設も構想に上げられておりますけれども、市長としては、この岩瀬東部地区の開発と、またこの五楽北部工業団地の開発、どちらを重要視していくおつもりですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

前の大島市長さんが政治判断という部分もあった中で購入されました岩瀬東部の山でございます。これは、ああいうふうなお金をかけて市が購入しているわけでございます。あのまま放置していくわけにもいきませんし、それなりの前市長さんの思いで買われた土地でございます。これを眠らせていくわけにもまいりません。ただ、造成するにつきましても、多額な費用がかかるということでございます。

そういう中で、十分効率性のある場面、そういうふうな条件整備があれば、岩瀬山のカッパ、それは武道館建てる、建てないは別といたしまして、あの山の開発等々も私の頭の中には入っております。しかしながら、そういうふうな財政厳しい折、十分な財政効果、財政効率性を見きわめた中で、東部の山は考えていきたいと思っておりますし、現在、進行中は、今言いますように工業団地の方が進行中でございます。当然、その流れに沿っていきたくと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

勤務評価制度についての再質問をさせていただきます。

勤務評価制度は、綱紀粛正という目的の別の一面もあると思います。そこで綱紀粛正という関連から、先日、福岡市職員による飲酒運転から、幼い3人の命が失われるという、痛ましい博多湾車転落事故が起きました。この事件を受けて、山崎福岡市長は、先月28日に、飲酒運転だけで懲戒免職という厳しい処分を発表されました。また、嘉麻市の松岡市長も、同じような懲戒処分という厳しい処分を発表されました。中間市の場合、今後、中間市の職員が飲酒運転した場合、どのような態度で松下市長は臨まれるおつもりですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

議員お話のように、まだそういうふうな飲酒運転するような公務員がおるのかというふうなことで、あの事件、大変びっくりしたわけでございます。しかし、その後も、また公務員が同じような事件を起こしているわけございまして、ああいうふうな事件が起こる

前の庁議におきまして、飲酒運転に限らず、今までうちの職員が不祥事で何人か四、五年ごとに辞めていかれる方がおられるわけで、そういうことのないように、十分目を光らせと、管理職に対してそういうふうな指示をした後にこういうふうな事件が起きたわけでございまして、現段階におきましては、そういうふうな法的なものでどうのこうのということとはございません。当然、そういうふうな厳罰に付するということも考慮に入れながら、法的な整備もやっていかないといかんのかなと、そんなふうには思っておりますが、現在、まだそういう話はやっておりません。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（3番 佐々木晴一君）

最後に、この中間市行財政集中改革プランを実行するにおきまして、目標33億円という削減計画でございますけれども、私が調べた中におきましては、その根拠が一部見受けられないところもございました。21年までのこの中間市行財政集中改革プランでございますけれども、本当に、松下市長自らが、最後まで目を光らせて、達成するよう、指導していただきますようお願いしまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

市場化テスト法について質問します。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、いわゆる市場化テスト法が先の国会で成立しました。市場化テストとは、これまで国や自治体が行ってきた公共サービスの提供について、行政機関と民間企業のどちらが行うかを競争入札で決めることができる制度です。

今までは、事業を委託する際に、入札を取り仕切ってきた国や自治体が、市場化テストでは、競争の当事者として、民間事業者と入札で競い合うこととなります。

法律では、民間が担うことができるものは、民間にゆだね、公共サービスを競争入札にかけることによって、民間事業者の創意と工夫で良質かつ低廉な公共サービスを実現するとしています。

民間でできるものは民間でと、小泉内閣は、これまでも公共施設建設などに民間のノウハウを活用するとして、PFI制度や自治体の公共施設の管理、運営に民間営利企業を参入させる指定管理者制度など導入してきました。

市場化テストは、これらの制度では限界がある、という財界の主張を受け入れ、官と民の垣根をすべて取り払うことによって、公共サービスへの民間企業の参入を大々的に進め、

公務員削減、小さな政府実現の有力な手段として登場しました。

民間企業は、市場化テストの導入で、50兆円のビジネスチャンスが到来するとして、全国チェーンを中心にした大手企業が参入を狙っています。

政府は、今月5日、市場化テストの実施方針を盛り込んだ公共サービス改革基本方針を閣議決定しました。それによると、国民年金保険料の収納事業や、ハローワークの求人開拓事業など、9事業を当面の対象事業に指定しています。また、地方自治体で市場化テストの対象となる業務、まず手始めに、ここから取り組んではどうかと国が考えているのは、戸籍、住民票、印鑑証明、納税証明など、市民課や税務課の業務です。市民課や税務に関わる窓口業務の市場化を突破口に、自治体の業務すべてを対象にしようとしているのが市場化テストの狙いです。市場化テストを実施するかしないか、これは地方自治体で決めることができます。自治体丸ごと民営化にしてよいのか。民間の儲けのために、新たな負担増を市民にかぶせてよいのか。市長の見解を伺います。

次に、官から民への流の中で、外部に委託された住民情報の漏えいが全国的に問題になっています。個人情報漏えいの問題について、質問します。

NPO日本ネットワークセキュリティ協会による2004年の個人情報漏えいの原因別の分析では、件数では盗難がトップで132件、紛失、置き忘れが79件と続きますが、被害者数では、外部委託先、出入業者、元社員などの外部の人間による不正な情報持ち出しが54.6%で、570万人分を超え、内部の人間によるものが16%、約160万人分となっています。約450万人の情報が盗まれたソフトバンクの事件は、元派遣社員でした。NTTコミュニケーションズを顧客情報を流すと脅した疑いで逮捕されたのは、業務委託先会社の社長でした。3万6,000人分の情報が盗まれた楽天事件では、出店企業の元社員が逮捕されています。宇治市役所では、業務委託した民間会社から、大量の情報が流出しています。

市場化テストが導入されれば、委託業者、派遣業者の社員など、外部から送り込まれた多数の者が住民の情報に接することができ、大量の住民情報が漏えいの危機にさらされることとなります。しかも、個人情報保護法の施行に伴って、ガードが固くなったことから、やみで取引される個人情報の値段が、1人分10円程度から、50円とか60円に上がったと言われます。公務とされていた業務の民間委託が増えています。公務員であろうと、民間企業で働く者であろうと、同じ人間ですから、できないことはありません。しかしながら、地方自治の本旨に基づいて、全体の奉仕者としての役割を担う公務員と、民間企業で働き、企業の利益を優先しなければならない者とは、目的の違いから、仕事の中身も変わってきます。しかも、民間企業の雇用条件は、極端に悪くなっています。非正規の低賃金で長時間働かされる労働者が増え、いつリストラされるかわからない不安定な雇用条件になっています。公務を民間企業に委託する中で、既に個人情報流出による被害が出ています。中間市でも心配されるどころです。市長はどのように考えておられるでしょうか。

見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

久好議員の市場化テスト法についてのご質問にお答えをいたします。

市場化テストにつきましては、官から民へという大きな時代の流れの中で、簡素で効率的な政府を実現するという観点から、「規制改革・民間開放推進会議」や「経済財政諮問会議」において、3年ほど前から検討が進められていたものであります。

当初は、英国において、マーケット・テストという名称が使われていたことから、この法律案は、市場化テスト法案とされていりましたが、中立・公正な競争により、公共サービスの質の維持向上と経費削減を目指すという法律の趣旨が明確になるように、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、いわゆる公共サービス改革法として本年6月2日に公布され、7月7日に施行されたものであります。

この競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの不断の見直しを行い、透明かつ公正な競争のもとで、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、より良質で低廉な公共サービスを実現すること、一方で不要な公共サービスは廃止することをその理念といたしております。

公共サービスの受益者である国民にとっては、質がよくて効率的であれば、その担い手は官でも民でも構わないわけでありまして、むしろ必要なことは、サービスの担い手を決めるに当たって、国民にもよく見える形で競争入札が実施され、公共サービスの維持向上と経費の削減が図られることであり、そのための手法やルールを定めたものが、この公共サービス改革法であります。

地方公共団体におきましても、この法律により官民競争入札、または民間競争入札を実施する場合には、競争導入による公共サービス改革の意義や目標等を定めた実施方針及び入札参加者の資格や評価基準等を定めた実施要綱を作成し、さらに審議会等の合議制の機関を条例により設置いたしまして、入札実施過程の透明性、中立性及び公平性を確保することとなっております。

また、民間事業者が落札者となった場合には、当該事業者は公共サービス実施に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならないものとするとともに、法令により公務に従事する職員とみなす規定が設けられ、民間事業者による適正かつ確実な実施の確保が図られております。

なお、本年8月31日には、総務省において、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針が策定されて、その中で、公共サービスの必要性や実施主体のあり方を総点検することと、公共サービスの担い手を官民の競争入札で決める市場化テストを積

極的に活用するという公共サービス改革が求められているところであります。

この公共サービス改革法により、競争入札の対象とする公共サービスにつきましては、国が定める公共サービス改革基本方針の中に掲げられていくことになっておりまして、この基本方針は、今月5日の閣議で決定されております。

それによりますと、国の事業につきましては、社会保険庁関連業務やハローワーク関連業務などの9事業がその対象となっており、地方公共団体の事業につきましては、法において特例措置が講じられている戸籍謄本や住民票などの交付請求及びその引き渡しといった窓口6業務以外の業務についても、今後検討を進め、逐次必要な措置が講じられることになっております。

この基本方針を受けて、地方公共団体は、実施方針を定めることになるわけですが、地方公共団体が官民競争入札、民間競争入札を実施するか否かは、議員ご指摘のように、各地方公共団体の自主的な判断にゆだねられており、法律によって実施が義務づけられているものではございません。公共サービス改革法が施行されて間もない現段階におきまして、この法律による入札制度を本市に直ちに導入することにつきましては、制度運営の安定等を含め、しばらく慎重に見守っていく必要があると考えているところでございます。

ただ、冒頭で申しましたように、簡素で効率的な政府を実現する観点から、民間委託を推進し、より良質で低廉な公共サービスを提供していこうとする公共サービス改革法の立法趣旨は、現在本市で取り組んでおります行財政改革の基本理念と相通じるものであります。

市では、本年3月に行財政集中改革プランを策定し、行財政全般にわたる見直しを進めているところでありますが、より効率的な行政運営を図るために、民間委託の推進についても、積極的に取り組んでおります。具体的には、市が設置しております公の施設の管理につきまして、本年度は、なかまハーモニーホールなど12の施設に指定管理者制度を導入いたしましたところでありますが、さらに19年度も引き続き生涯学習センターについて、公募による指定管理者制度の導入を予定しております。より効率的・効果的な施設運営を図ってまいりたいと考えているところでございます。

ところで、公共サービス改革法に基づく官民競争入札、民間競争入札は、一定の公共サービスの実施を民間事業者等に行わせることを可能にするという点で、指定管理者制度やPFI制度と共通いたしますが、その対象とする公共サービスの範囲が、公共サービス改革法では行政事業全般となっておりまして、その点において公共施設の管理・運営などに限定される指定管理者制度やPFIと異なるものであります。

市では、本年8月に民間委託を行うに当たっての基本指針となります「民間委託ガイドライン」を策定いたしまして、市が行っているすべての事務事業について、民間委託導入が可能か否か、また委託することが適切かどうかといった検証を行うために、現在、事務

事業の洗い出し作業を全庁的に進めているところであります。この洗い出し作業完了後に、民間委託できる事務事業につきまして、具体的に取り組みを進めていくこととなりますが、民間委託の導入に当たりましては、市民サービスの質の確保、向上あるいはコストの検証や個人情報の保護といった点に十分留意しながら、委託可能な事務事業につきましては、可能な限り速やかに民間委託を実施してまいりたいと考えているところであります。

また、一方では、公共サービス改革法の基本理念にもありますように、行政の守備範囲を見直し、地方公共団体の事務または事業として行う必要のないもの、あるいは必要性の乏しいものにつきましては、廃止・縮小していくことも今後検討していく必要があると考えております。

繰り返しになりますが、公共サービス改革法は、2カ月前に施行されたばかりの法律であり、この法律による制度運営がどのような効果をもたらすのか。現段階で判断することは困難でありますことから、今しばらく法施行後の推移を見守りながら、行財政集中改革プランの推進に全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、個人情報の漏えい問題についてのご質問にお答えをいたします。

近年、経済社会におけるめざましい情報化の進展に伴い、官民を通じてコンピューターやネットワークを利用して、大量の個人情報が処理されております。こうした有益な高度情報通信技術がプライバシー侵害の危険性と隣り合わせにあることは、広く認識されているところでございます。

個人情報は、その性質上、いったん誤った取り扱いがなされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがあります。

これまでの個人情報の漏えい原因につきましては、パソコンの設定ミスや、誤操作によるもの、不正アクセス、内部犯罪、内部不正行為によるもの、不正な情報持ち出し、目的外使用、盗難や紛失等、さまざまな原因が考えられますが、中でも圧倒的に多いのが、パソコンの盗難や紛失等による情報の流出でございます。

行政事務の効率化を図るため、近年、市の業務の一部を民間事業者へ委託したり、指定管理者制度の導入により、公の施設の管理運営をゆだねるなど、当該事業者等に個人情報を取り扱わせることが多くなってまいりました。本市におきましては、多くの市民の方の個人情報を有していることから、その個人情報の保護に関しては、重要な課題であると認識をいたしております。

まず、外部委託及び公の施設の指定管理者制度を行うに当たりましては、委託業者及び指定管理者との契約書並びに協定書の中で秘密の保持等の条項を設けるとともに、個人情報保護に関する誓約書などの提出を求め、個人情報の不正な使用を防止するようにいたしております。昨年の4月から、個人情報の保護に関する法律が施行されたことを受け、本市におきましても、より一層厳格な個人情報保護措置を講ずる必要があるため、個人情報保護条例が今年10月1日から施行されます。この条例では、委託を受けた者及び指定管

理者は委託または施設の管理において有した情報に関しては、その事務の実施に当たり、情報の漏えい等が起きないように、安全確保の措置を講じなければならないことといたしており、当該個人情報を不正に使用した時、または第三者等への情報の提供が行われた時は、懲役または罰金の罰則を設け、より一層、委託を受けた者及び指定管理者に対する個人情報の保護の強化を行っております。

次に、住民基本台帳の閲覧による個人情報の取り扱いについては、現在のところ、住民基本台帳法の規定により、何人でも住民基本台帳の写しの閲覧を請求できるとされておりますが、市民の個人情報に対する意識の高まりなどに対応するため、住民基本台帳法の改正が行われました。この改正により、閲覧の制度が見直され、住民基本台帳を閲覧できる申請者を国または地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行、統計調査等の調査によるもの及び公共的団体が行う地域住民の福祉向上に寄与する活動の公益性が高いと認められるもの並びに営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施における活動を行う個人または法人及びその指定する者とされ、また当該申請者が偽りその他不正の手段により住民基本台帳の閲覧をした場合には、罰則を設けるなどを規定しております。

このことに伴い、本市においても、閲覧制度の見直しを行い、さらに住民票等の交付につきましても、北九州市などで既に行われております本人確認の方法などについて検討を始めております。

次に、電子計算組織に関する取り組みにつきましては、現在、ファイル交換ソフト「ウィニー」による個人情報の流出が大きな社会問題となっておりますが、本市におきましては、業務に使用するパソコンにおいては、不要なソフトをインストールできないように管理しておりまして、また個人の私用パソコンの使用を禁止しております。パソコン及び記録媒体の管理方法などを定めたパソコンの取り扱い等に関する要綱を設け、外部と接続するインターネットにおきましても、外部への情報の流出を防ぐためのセキュリティーの強化を図るとともに、パソコン及びフロッピーディスクなどの記録媒体の盗難被害を防止するため、時間外に職員が庁舎内を巡回し、適正な管理がなされているか点検をいたしております。

最後に、中間市個人情報保護条例の施行に際し、職員に対し、個人情報保護に関する研修を行うこととしております。市民の権利利益を保護するために、職員の意識の向上、委託を受けた者及び指定管理者に対する指導、監視等を徹底してまいりたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

今月5日に市場化テストの基本方針が閣議決定されました。その内容につきましては、

先ほど市長答弁にあったとおりであります。その中で、見逃せにできないのが、市場化テストでは、官と民の競争入札となっているにもかかわらず、ハローワークの関連事業である人材銀行など、5事業で厚生労働省は時間的に入札に間に合わないという理由で、入札参加を見送ることです。これでは、民間に丸投げするようなもので、市場化テストの建前さえ投げ捨てるものであります。

しかも、ハローワークの事業では、民間より官の方がすぐれていることが実証されています。東京都の足立区で2年半にわたってリクルートとハローワークによる職業紹介が行われました。結果は、ハローワークでの就職はおよそ4,600人、リクルートからの就職はわずかに60人でした。官の方がすぐれている事業をあえて民間に提供するのにはビジネスチャンスを狙う財界の要求に応えるためです。今回の閣議決定は、手始めで、聖域は設けず、必要な措置を講じるとしています。公共サービスが後退しようが、コストが高くつこうが、企業が儲けさえすればいいのであります。

そこで、今回、国の方が地方自治体に市場化テストの対象となる事業ということで、次のような事業についての方針を出しておりますが、戸籍法に基づく戸籍謄本交付の請求受付及びその引き渡し、外国人登録法に基づく外国人登録原票の写しと交付の請求受付及びその引き渡し、地方税法に基づく納税証明書交付の請求受付及びその引き渡し、住民基本台帳法に基づく住民票の写し等交付の請求受付及びその引き渡し、住民基本台帳法に基づく戸籍の付票写し交付の請求受付及びその引き渡し、印鑑登録証明書の受付の請求受付及び引き渡しという内容であります。

このことについて、政府は、市民課業務のうちの受付と引き渡し業務のみを他の業務と引き離して、市場化テストを導入することについては、公権力行使や、公証行為ではない。裁量性のない事実行為、このようなことで、民間企業に任せても問題はないのではないかと、このような理由から、以上の業務についての市場化テストの対象ということを出しておりますが、このことについて、直接窓口を担当している市民課の方から、このような市場化テストが行われて、本当に窓口業務だけです、これでいくと。受付と引き渡し、このようなことが実際に窓口で民間企業で働く人たちがそこに座ってした場合、市民課として、どのような問題が起こるのかということについて、既に市の方もこの市場化テストについては、いろいろと調査もされているようでありますから、市民課の担当課長から伺いたいと思います。

○議長（井上 太一君）

原田市民課長。

○市民課長（原田 慶雄君）

お答えいたします。

現在、市民課の業務の中では、窓口業務として、申請書の受付、審査、交付、手数料の徴収、それと手渡しということで行っておりますが、この法案が、その中の一部の受付及

び引き渡しというところで、現在市民課の業務の中で、いろんな他市の事件等起こっております。その事件というのは、虚偽の申請に基づいたところの発行を行って、個人に多大な被害を及ぼしたとかというようなケースもありますが、そういう中で、現在本人確認等についての業務を、今まで以上に厳格に行わないといけないというような状況の中で、この受付及び引き渡しのみ業務ということでした時には、果たして効率面というのは、分業作業になると思いますので、今の中間市の規模からいって、果たしてこれがただ民間に委託できることだけで、可能かどうかというようなことの判断がどうなのかということや、民間業務として行うことで、個人情報保護やプライバシーの確保がいかにかえられるかということも、さまざまな問題があると思いますので、当面はまだこの法の施行が実施が始まって間もないところでございますので、ほかの市町村等の推移を見ながら、今後検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

どうもありがとうございました。本来なら、こういう仕事をする場合、難しいところは後に残して、周りから攻めていって、最後に本丸を落とすということじゃないかと思うんですが、この市場化テストに限っては、最初から本丸を落として、後はもう全部総なめということを考えているようであります。以前の市長は、株式会社ということ言ってますが、まさに中間市が株式会社になってしまうような状況を、この市場化テストでつくられていくのではないかと思います。

そこで、市場化テストを導入した場合に、競争入札が行われ、落札者が決定しても、契約期間が終了すれば、再度入札するということになります。民間企業が落札すれば、その仕事に従事する自治体職員はいなくなります。その仕事についての蓄積もノウハウも失われてしまいます。いったん、民間が落札すれば、行政側、官の復帰は事実上不可能ではないかと思われております。その職場の将来がどうなると市長は考えておられるでしょうか。再度、行政側が競争入札によって、それを取り戻すことができるのかどうか、その点、まだ市場化テストについては周りの推移を見ながらということではありますが、十分市場化テストを実施したらどうなるのかということについては、検討していただきたいと思っておりますので、あえて質問させていただきます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私、この部分でわからない。官と民が競争入札する。私自身も理解しにくいところがあるわけでございまして、そういう観点からも、今担当課長が言いましたような問題点、後

の事業の継続性、また受け持っていた業者が倒産なりした時、いろんな問題をこれ含んでいるわけでございまして、先ほどの回答でも申しましたように、この推移、流れを見ないと、何とも言えません。官と民の競争入札、どんなふうにするのかなという思いがありますし、それと、今言いましたように、戸籍、住民票、税、印鑑証明、これはもうまさに個人のプライバシーにかかわる大きな業務でございまして、そういうあたりをそうそう簡単に民間委託等々は今の段階では考えてはおりません。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

深い検討はされていないようでありますけれども、国の方は、既に9事業を実施するという点で出てきておりますから、早い段階で地方自治体に対しても、総務省が通知を既に出しておりますように、この導入について、迫ってくるのではないかと思いますので、そういう点まで含めて、推移を見守りたいというのではなくて、現実問題として検討していただきたいと思います。

そして、市場化テストの結果、民間が落札すれば、行政側は、その業務から撤退することになります。これは当然のことです。これまで業務に従事していた行政職員は、他の部署へ異動するか、新しく参入する民間企業に身分を移籍するか、あるいは分限免職となるか、いずれかの道を迫られることになります。自治体業務の参入に成功した民間企業は、コスト削減競争により、派遣、パートなどの不安定雇用労働者を配置することが予想されます。従業員は短期間のうちに、次々と入れ替わり、公共サービスについての専門性あるいは継続性が失われることになりかねません。

そこで、このような状況になってきた時に、住民情報の流出と、漏えいということが非常に気になるところでありますが、今公務員がしている仕事、これを競争入札によって民間が受けるということになって、民間の方にわたった場合、公務員と民間で働く人たちとの違いがいろいろあるかと思うんですが、情報漏えい、この危険度については、どちらが高いと考えられますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これはもう、情報漏えい、これはあつてはならないことでございまして、そのあたりは十分配慮した中で、そういうふうな指定管理者等々もまた民間委託、考えていかなきゃいけないし、そのための、先ほど申しましたような法の整備といいますか、強化を図っているところでございます。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

ちょっと私、よく理解できなかつたんですけれど、どちらが危険度が高いのかということ
ころだけ述べてもらえばいいですが。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言いましたように、どちらがどっちにということは、一概には言えないという状況でござ
います。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

ということは、市長は、民間で働く人たちが、仮に戸籍とか住民票にかかわる仕事をし
た場合、それから今公務員がしているけれども、どちらがしても同じことですよと、そう
いう問題は起こしませんよという立場に立っておられるのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

民に任せた時に、そちらの方が危険ですよというわけにもまいりませんし、私、そうい
うあたり、ないということで信じて民間委託をやっているわけでごさいますて、官民、同
じ感覚で仕事をやってもらわないといけないと、そんなふうには思っております。

○議長（井上 太一君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

確かに、今でも、いろいろと民間委託はされているでしょうけれど、行政が行う最も重
要な仕事です。住民のプライバシーにかかわる仕事というのは、余り今のところは民間委
託ということにはなっていないわけです。ですから、今後、そこをまず国の方は、民間委
託しなさいと言っているわけですから、まだ検討していない、推移を見守るというだけで
考えて市長はおられたのでは困ると思うんです。ですから、そこら辺をはっきりと、とい
うことは、今の市の職員の皆さんに対して、余り信頼を置いてないということにも受け取
れるわけですから、ここははっきりとした対応を考えないといけない。法律が厳しくなっ
たから、あるいは条例をつくったから、それで間に合うものじゃないんです。先ほど1回
目の質問で、私もいろんな情報漏えいの例を挙げましたけれども、いろんな民間企業が入
ってきて、そこで働く人たちは派遣労働者であったり、いろいろと身分の違い、正規の社
員でない場合が多い。そういう場合に、しかも長時間労働になる、その仕事を何とかこな
さなければならないということから、家に持って帰って、自宅のパソコンに入力して、そ

のままであって、そのことによって、大量の情報が流れていったという場合もあるわけです。ですから、そういう面を考えた時に、全体の奉仕者としての公務員との違い、仕事の違いを十分考えてもらいたいと思います。

あえて、もうそのことについて、市長に尋ねてもはっきりした回答が出ないようでありますから、これまで述べてきましたように、自治体の業務は、公民権に基づき、憲法で保障されたさまざまな諸権利を具体的に住民に保障するための基本となる住民情報を取り扱う大切な仕事です。住民からの文書などの請求への対応にしても、住民の人権やプライバシーを保障する立場から厳格な対応が求められ、その判断や扱いを誤れば、住民の生命や安全、財産が奪われることにもなりかねません。住民のプライバシー権の確立が求められる一方で、住民の情報が企業の新たなビジネスチャンスとして狙われているこの時期、自治体業務を民間に開放するというのは、住民の利益に反するもので、住民情報の保護という時代の要請にも逆行するものであります。

住民の情報保護と営利追求は、絶対に相入れないものであります。住民が安心して公民権を行使できるように、住民情報を安全かつ適切に管理できる自治体業務が求められています。そのために、企業の利益ではなく、全体の奉仕者として、憲法に基づき、住民の権利を保障できる公務員が責任を持って業務を担うことが求められています。

以上の理由から、自治体への市場化テスト導入はするべきではないと考えております。ですから、そこら辺を十分に今後検討されることを要望しまして、私の質問を終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして質問いたします。

初めに入札制度の改善について、2点伺います。

一つ目は、入札制度の見直しについてです。

公共事業をめぐる入札談合の問題が指摘される中、防衛施設庁の談合、し尿汚泥施設談合など、談合事件が後を絶ちません。近隣では、9月9日、つい先日ですが、山田市発注の市営住宅建設工事の入札では、談合が行われたとして、地元2社幹部が逮捕されました。自治体などが発注した公共工事をめぐり、入札談合が続発しているため、国会でも官製談合防止法の改正案が提出されています。公正取引委員会や総合規制改革会議など、政府機関が主張しているのは、1、指名競争入札が多く採用されていることなどから、談合が相変わらず広く行われており、一般競争入札や公募型指名競争入札を積極的に採用して、競争の条件を整備すべきである。2、一般競争入札の導入で、ダンピングが発生しかねない。それを防ぐため、最低価格を設定するか、落札業者を調査し、その能力を判別する低価格調査制度を活用すべきであるというものです。

長野県や横浜市など、全国の自治体で談合を防止するため、指名競争入札を改める、予定価格の公表を行う、電子入札制度を導入するなどの試みが行われています。人口4万人の三重県菰野町では、2002年から一般競争入札制度へ切り替え、予定価格の事前公表、制限価格の引き上げ、入札業者の地域制限など、条件付きの制度を導入して、大きな効果を生み出しています。この改革で、わずか半年で、平均落札率が、過去の実績と比べ、6.6%も下がり、金額にして、1億7,000万円、またその後も年間約2億円も節約できています。さらに、2003年10月から、郵便書留による郵便入札も実施しています。

中間市の場合、工事入札に関して、95%から96%の落札率が最も多いということで、社会一般的な見方からすると、談合が行われているのではないかという疑惑が持たれる数字です。財政の健全化、効率化を図り、住民サービスを低下させないために、先進地に学び、入札制度の見直しを進めるべきではありませんか。市長の所見をお伺いいたします。

二つ目は、公共事業費が、暴力団の資金源にならない対策について質問いたします。

1992年に暴力団対策法が施行され、みかじめ料の徴収や、賛助金名目など、暴力団特有の資金獲得活動はある程度封じ込まれました。しかし、1992年末に準構成員を含め、9万6,000人だった暴力団構成員数は、2005年末でも8万6,300人で、さほど減少していません。暴力団構成員数が、減少していない理由を、警察庁は、これまでの資金獲得活動から、公共事業の下請や孫請などに巧妙に入り込む手法に活動の比重を移したためと分析しています。こうした実態が顕著にあらわれ、暴力団が公共工事に絡み、資金を得る事件は各地で発覚し、その形態も多様化しております。

福岡県では、高速道路の建設工事に絡み、受注した6つの共同企業体が、山口組系暴力団に地元対策費として約6,000万円を支払っていたことが昨年9月までの県警の捜査で明らかになりました。下請業者に支払う工事代金を水増しして、この業者を通じて資金が暴力団にわたっていたのです。

また、広島県では、指定暴力団共政会の会長が、解体工事の落札業者から、落札額の1割を受け取るシステムをつくり上げていました。わかった分だけで、2002年までの3年余りに、約3,800万円を集めていました。

今年8月9日、八幡西区役所で、八幡西区岸の浦地域にある旧厚生年金病院などの建物解体工事から、暴力団を締め出すための対策会議が開かれました。会議では、民事暴力センター所長が、公共事業では暴力団が下請の参入や資材納入を要求するケースが多いことを指摘し、絶対に暴力団の介入を許さず、資金源にさせないことを呼びかけました。八幡西署によると、八幡西警察署管内には、指定暴力団工藤会系の6団体があり、みかじめ料や覚せい剤の密売、債権取り立てなどで資金を集めており、さらに工藤会につながるフロント企業も31社あり、今回の工事にも介入してくる恐れがあるとして警戒を強めていると、こう言っています。公共事業に絡み、暴力団関係者の参入を防ぎ、公共事業が暴力団の資金源にならない対策について、市長の所見をお伺いいたします。

次に安全・安心なまちづくりについて2点伺います。

一つ目は、公営住宅の環境整備について質問いたします。

今年4月に、日本共産党が行いました市民アンケートの中に、「覚せい剤密売で人の出入が多く、夜にけんかしたりして困っています」という地図まで書いた記事が寄せられました。私は早速、折尾警察署へ相談に行きましたが、既に警察署による家宅捜査が行われていました。公営住宅で覚せい剤の売買などが行われていたとのことですが、地域住民は毎日不安な生活を余儀なくされています。市民が安全で安心して生活を営まれる公営住宅の環境整備について市長の所見をお伺いいたします。

2つ目は、暴力団事務所の撤去について質問します。

2003年12月市議会は、暴力団事務所をなくし、暴力のない中間市を求める請願を全会一致で採択しました。2005年11月開催された暴力追放推進協議会主催の市民集会でも、暴力団事務所を撤去することを確認しています。工藤会系極政組事務所は、青少年が多く住んでいる県営住宅など、住宅密集地域にあり、安心・安全なまちづくり、青少年の非行を防止するには、暴力団事務所を撤去することが不可欠です。市長は議会の決議を真摯に受けとめ、暴力団事務所を撤去するために、具体的な措置を講ずるべきではありませんか。市長の断固たる決意をお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

財政の健全化、効率化を図り、住民サービスを低下させないために、入札制度の見直しを検討すべきではないか。また、公共工事から暴力団との関係を排除する対策を講ずるべきではありませんかとのご質問にお答えをいたします。

財政健全化、効率化につきましては、現在、中間市行財政改革大綱の具体的取り組み項目を定めた行財政集中改革プランに基づき、すべての事務事業について見直しを行い、101項目にわたる実施事項について、できる限り、数値目標や実施時期を明示して取り組みを進めております。

今後、本市が自立した行政運営を持続していくためには、このプランの実行は必要不可欠ではありますが、実行に当たっては、住民サービスの低下を招くことなく、目標を達成するとともに、行革の成果を市民サービスの向上に還元できるよう努めてまいりたいと考えております。

入札制度につきましては、これまでも公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、公正な競争の促進を図る対策といたしまして、工事完成保証人の廃止、現場説明会の廃止、請負工事入札及び随意契約基準額の引き下げ、積算見積書の提出の義務づけを行いました。また、不正行為の排除の取り組みといたしまして、中間市指名停止等措置要綱の改正、指名業者の事前公表の廃止、中間市建設工事指名審査委員会規則の改正

など、40項目にわたる改善を行ってまいりました。

今後とも、国・県の指針や指導に基づき、よりよい制度の確立を進めてまいります。

中堅・大手企業のように、競争力のある企業の多い大都市と違って、競争力が脆弱な零細企業がほとんどである本市におきましては、必要以上の低価格による落札は、手抜き工事の頻発の恐れ、また廃業、リストラ等による失業者の増加等が想定され、ひいては市内の中・小建設業の育成を阻害する恐れがあります。

無論、自由競争の原則を阻害し、不法行為でもあります入札談合は、断じて容認できるものではありません。公共工事の品質を確保し、限られた財源を効率的に活用し、適正な価格で公共工事を実施するために、現制度の中で、その企業の経営努力の結果、適正なる安価な価格による公平な競争入札となることが望ましいと考えております。

参考までに、6月に調査いたしました県下30市町の入札状況調べの結果、平均落札率につきましては回答のありました県下25市町のうち、本市の平均落札率は中位にあります。また、そのうち、筑豊地区6市の中では最も低い落札率であります。

以上、述べましたとおり、入札制度は公共工事を行うにあたって、基本的に自由な競争のもと、公正かつ適正な価格をもって、あわせてその工事の品質を確保するための契約を締結することを目的とする制度であります。したがって、直接的には財政建て直しのための歳出削減を目的とはいたしてはおりません。

次に、公共工事の暴力団との関係を排除することにつきましては、非常に重要な対策であることは言うまでもありませんが、今日の社会では、残念ながら暴力団が資金獲得のため巧妙にさまざまな社会経済活動に介入している状況にあります。

このため、社会から暴力団を徹底して排除する目的から「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」にあるとおり、暴力団に関係する企業につきましては、いわゆる暴力団対策法の趣旨を踏まえつつ、今後とも、警察と緊密に連携し、公共工事への介入を排除するよう努めてまいります。

既に、平成16年10月中間市建設工事指名審査委員会規則を改正し、暴力団関係業者の介入が発生した場合の対応に関する審議事項を追加するとともに、暴力団関係業者の介入等不法行為に対しまして厳正に対処するため、中間市指名停止等措置要綱の改正及び取扱要綱の制定を行ったところであります。

参考までに申しますと、8月29日開催の中間市建設工事指名審査委員会におきまして、8月24日付で公表されました、県発注工事における福岡市三笠川の河川工事で指定暴力団への地元対策費として800万円の譲渡を行った建設業者株式会社富士ピー・エス九州支店に対しまして、6カ月の指名停止を決定いたしております。

次に、安心・安全な街づくりについての質問にお答えをいたします。

市内の公営住宅において覚せい剤の売買が行われ、地域住民に不安な生活を与えているとのことにつきましては、福岡県警折尾警察署に問い合わせをいたしましたところ、「守

秘義務からお答えできない」とのことでありました。

したがって、その事実関係は確認できておりませんが、今後は、各団地に委嘱いたしております住宅管理人との連携をさらに緊密にいたしまして、これらの情報収集に努めてまいります。

また、迷惑行為等に対する禁止通知書を全戸に配布するなど、入居者に対する保管義務を遵守するよう適正に指導してまいりたいと考えております。

さらに、市民が安全で安心して生活を営まれる公営住宅の環境整備につきましては、公営住宅の管理者といたしまして、中間市市営住宅条例に基づき入退去の手続、建物の維持管理のための修繕及び家賃徴収業務等を公正に行うことにより、住環境の改善に努めているところでございます。

なお、入居者は周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為等を行ったときは、中間市市営住宅条例第41条の規定によりまして市営住宅の明渡しを請求できることになっており、これら迷惑行為等に対しましては事情を勘案し、注意、勧告を行なうなど、公営住宅の使用目的に沿って適正かつ合理的な管理に今後とも努めてまいります。

次に、暴力団事務所の撤去についてのご質問にお答えをいたします。

平成15年の12月議会におきまして、暴力団事務所をなくし、暴力のない中間市を求める請願が全会一致で採択されました。これは中間市民共通の願いであります。残念ながら、未だ暴力団事務所は存在しております。

暴力団の壊滅を目指し、平成3年に施行されました、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律いわゆる暴力団対策法第9条では、指定暴力団員の行う一定の反社会的な不当な行為を「暴力的要求行為」として、15項目にわたり禁止いたしております。また、同法第30条では、暴力団事務所やその周辺において、組事務所に組の看板や代紋等を掲示すること、粗野な言動や威勢を誇示すること及び示談交渉等の場として利用を強要することを禁じており、これらの禁止規定に違反すれば、公安委員会が……。

○議員（6番 青木 孝子君）

もう少し大きく、ゆっくり言って下さい。聞こえません。

○市長（松下 俊男君）

声が小さいですか。声が小さい。ああ、そうですか。

○議員（6番 青木 孝子君）

そしてもう少しゆっくり。

○市長（松下 俊男君）

公安委員会が措置命令を行います。また、暴力団の対立抗争時には、事務所の使用制限命令を同じく公安委員会が行います。

しかしながらこの法律は、憲法第21条第1項に定める「結社の自由」に抵触しないよう、暴力団への自発的加入を犯罪としたり、団体の活動の規制や解散を定めることはでき

ず、したがって、同法第3条による指定暴力団の指定を受けても、指定暴力団構成員の暴力的要求行為が規制されるだけであり、この法律に基づいて、暴力団事務所そのものを退去させることはできません。

現在まで、この事務所においてこのような暴力的要求行為がなされているという情報は聞いておりませんが、言うまでもなく暴力団事務所は、暴力団の活動拠点であると同時に、対立抗争が起きれば周辺住民に大きな危険や不安を与える存在であります。

暴力団の抗争事件は、テレビや新聞等で日々報道されており、最近では、県内におきましても、久留米市に本拠を置く指定暴力団の抗争事件が大きく報道され、事務所付近の住民に大きな不安と脅威を与えております。

本市におきましても、折尾署を初め、暴力追放運動推進センターと連携を密にするとともに、J R 中間駅前に建設予定の中間駅前パトロール立寄所を防犯活動の拠点とし、現在市職員で実施しております、青色回転灯による「こども安全パトロール」や各ボランティア防犯組織の巡回により、当該地区のパトロールの重点実施に努めてまいりたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

入札問題について再質問いたします。

最初の質問で申しましたが、9日に県内の山田市で2004年3月発注の市営住宅建設工事の指名競争入札で談合が行われ、市営住宅A棟工事の落札率が99.6%、B棟工事の落札率が99.3%ということでした。中間市でも、今土手ノ内の市営住宅の建て替え工事が、もう既に1期は終わっておりますが、これの建設工事高と落札率について担当の方にお伺いしたいんですが、お幾らだったのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

矢野契約課長。

○契約課長（矢野 卓雄君）

17年度でよろしいですか。昨年の方でよろしいですか。

○議員（6番 青木 孝子君）

はい。

○契約課長（矢野 卓雄君）

昨年の方でございしますが、2億3,950万円で落札しております。落札率につきましては96.30%でございします。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

どうもありがとうございました。これまでも入札問題については議会で取り上げられてこられてますけれども、落札率が、今では90%以上あるっていうのは見直しが必要だと言われております。そういう中で、中間市の今の96.3%、今後もそういうことについては十分考えていくべきではないかと思えます。市長の答弁では、3月議会、6月議会では、制限つき一般競争入札の導入については今後の課題と、このように答弁しておりますけれど、今の答弁では全く考えていないというようなことに聞き取れましたけれど、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

回答にも申しましたように、正当な、健全な、公平な入札を行っていければそれでいいんじゃないかと思っておりますが。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

また、今の答弁の中に、中間市は小さくてとてもそういうことを検討する余地がないと、こう言っていましたけれども、最初の三重県でも4万人、また、先の議会でも言われておりましたけれども、水巻町でも実際に制限つき入札制度ということで切り替えていってるわけですね。で、水巻町の例を挙げますと、効果額として1億3,050万円、で、半年で約5,000万円を削減していると、こういう数字が出ているわけですね。こうした近隣、また規模も余り変わらないところでこういうことの見直しが十分されてるんですけども、市長、どうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

制限つき等につきましては、金額の上限設けた中で、将来考えてもいいんでございますけれども、同じ土俵の中で、何と言いますか、本当に中間市、ご存じのように脆弱な基盤でございまして、業者等々そうでございます。そういう中で、材料費等々決まっておる中で、ある程度は決まっておる中で、ただそこで何が差がつくかといいますと、大手が大量購入、そういうふうな資材を購入するかせんか、それと儲けをどこまで抑え込まれるかという、そういうあたりで入札の高低が多分決まると思えます。そういう中で、本当に業者の方、倒産寸前のところでみんな一生懸命やっておる中で、それにまた私ども独自でそういうふうな追い打ちかけるような状況、今の段階ではちょっと考えておりません。少しよその事業等々できるような、景気でも少し回復なればまた考えていかないかなかなと思っておりますが、大変今は厳しい経済情勢の中で、私自身は今の制度で当分やっつけようかなと、

そんなふうには思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

先ほどの答弁で、市長が入札の制度を変えないところで危惧してる点は、1点述べられておりましたけれども、手抜き工事があるのではないかと、このようなことも確か述べられておりました。しかし、一般的には、手抜き工事が安くなると発生する確率は高くなると言われてますけれども、単純に価格が高ければ手抜き工事がならず、価格が低いと手抜き工事になるとは言えません。検査がやっぱりあいまいだとそういうことにも、手抜き工事が起こるということはもう実態ではないでしょうか。だから、行政に検査のできる職員を配置すると同時にペナルティーを厳しくすること、こういうことが大事ではないかと思えます。

もう1点は、政府も言ってますけれど、低入札価格調査制度、これを導入して公正な、適正なそういう入札額を決めるべきではないかということで、行財政改革の中で、この見直しというのは非常に額としても大きな額になってくると思います。で、17年度の建設工事落札総額10億573万8,000円、落札率94.25%、下水道工事、落札総額7億3,920万何がしというようなことで、これを、全国的に見直しの中で大体5%下げております。このようにいろいろ計算してみますと、5%、昨年度の工事もろもろ合わせて下げると1億571万3,000円削減するということになります。そうしますと、私どもがいつも言っております、経費を削減することで、全国各地の自治体で既に実施している障害者自立支援法や介護保険制度の軽減措置、乳幼児医療費の初診料や通院の無料化対策、年齢の引き上げ、こういう措置に十分財政的措置ができると見ておりますので、早急に、そういう全国の例、小さな自治体も十分やっておりますので、見直しを強く求めているところです。

次に、公共事業が暴力団の資金源にならない対策、これにつきましては、法律を新たに作ったということですが、お隣の水巻の例ばかりを取り上げるのは申し訳ありませんけれども、水巻町では水巻町建設工事に係る建設業者の指名停止等、措置要綱の中に入札談合等の不正行為に関する事項及び公共工事から暴力団との関係を排除する事項を盛り込んだ改正を行っております。こうした中に、幾つもありますが、一つは、「暴力的組織または構成員等であるところを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約を締結したとき、また、役員等が暴力的組織または構成員等との密接な交友を有し、または社会的に非難される関係を有しているとき」、こういうような要綱をつくっております。中間市においても早急に暴力団との関係を排除する要綱を明文化することを求めておきます。

次に、公営住宅の環境整備について再質問いたします。

最初にも申しましたけれども、こういう市営住宅で覚せい剤の売買があったということがありました。そういうことで、私も住民の皆さんの声をもろもろ聞いてまいりました。ある人は、「地域で覚せい剤の売買があったようですね。暴力団員が飛び込んできたら怖いので、夕方は早めに戸締まりをしています」「暴力追放は住民の強い要望です。市長は住民懇談会などを開き、住民の生の声を聞いてほしい。また、いろんな情報を提供してほしい」「暴力団は上の方で政治家とつながっているので撲滅するのは難しいではありませんか。しかし、身近に薬物の売買や暴力行為が起こると困るので、みんなが立ち上がれば一緒にやります」「仕事がなくて遊んでいる若者が多くなり、その子たちが暴力団に勧誘されるのではないかと心配です。公営住宅で覚せい剤の売買など絶対にさせてはならない。市は何をしているのか」こういう怒りの声も上がっております。こういう住民の皆さんの声を聞きまして、市長は今何をすべきかというふうにお考えでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど、皆さんが立ち上がればみんなついていくというふうな力強い回答をいただきました。大いに私どももその方向で持っていきたいなと思っております。

住民懇談会、また情報提供ということでございますけれども、住民懇談会につきましても、これは積極的にやろうと。この暴力団関係のみならず、地域の皆さんがどんなふうなことで心配されているかあたりも聞くために、そういうふうな地域懇談会やっていこうかなと思っております。

特に、中鶴地区におきましてはいろんな問題ありますんで、暴力団の事務所等々、また市営住宅の管理等々におきましても近々そういうふうなお話聞かせていただきたいし、また、議員あたりも中心になっていただいて、一緒にそういうふうな運動を起こしていきたいなと思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ありがとうございます。そういうことになりましたら、積極的に参加させていただきます。

次に、暴力団事務所の撤去について再質問させていただきます。

私は、2000年9月議会において、中鶴地域に建築中の建屋が暴力団事務所になるのではないかとといった周辺住民の不安の声が上がり、市民の人権と安全を守るために、暴力団事務所として使用しないよう申し入れすることなどを求めてまいりました。当時の市長答弁は、「どのような建物であるかということについては、建設部建築課の方に消防法に基づく確認申請の写しがございますから、それを確認いたしましたら確かに住宅になって

おることから、暴力団であるということ、その想像や人のうわさをもって市民に対する警告はすべきではない。そういうものが少しでも明確に出てまいりましたら、当然その措置をしなければならないと考えております」このように述べております。こう述べられたのは、もう亡くなられた藤田元市長ですけれども、現在この建屋は極政組事務所を看板にして、警察も認知している暴力団事務所になっております。明らかに使用目的を偽っていることとなります。市長は、建屋の所有者、また使用者に暴力団事務所として使用しないよう申し入れをすべきではありませんか。お尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

それが、その建物が居住用の住宅ということであれば、そういうあたりのことでいかにざるを得んと思っておりますが。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

もう一回確認いたします。そういうことであれば、使用目的が間違ってたとあればそういう措置もしなければならないと考えてるということですね。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういう、住居用の施設を伴っていない、そういうふうな事務所であれば違反ということになりましようけども、あそこで、あの建物の中でそういうふうな居住用の施設ということで、併用というんですかな、そういうふうなことであれば居住用としての取り扱いしかないのではないかとは思っておりますけども。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

当時の確認申請では住宅ということになってたということをもう一度申し上げておきます。

市長は、地方自治法にのっとって行政運営してるとは思いますが、改めて地方自治法の行政の目的、聞くまでもないと思いますが、お伺いしたいんですけれども。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

地方行政、私どもの第一の目的は市民の生命、財産を守る、これが最優先することと思

っておりますが。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

そうです。市長は明快にお答えいただきましてありがとうございます。地方自治法には「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持する」ことです。市長はそういうことに基づきまして、ぜひ住民の安全、これを念頭においていただきたいと思えます。そういうことで、暴力団事務所、数々の――暴力行為が見当たらないのでどうのこうのという答弁、確かありましたけれども、それは認識が違うのではないかと思います。ご存じのように、中間市では公職の市会議員を襲撃する事件、これは明らかにこの組事務所の暴力団員がやったということで裁判まで行われているわけですね。こういう立場からも、やはりこういう暴力団事務所、撤去する条件には十分あると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど申しましたように、そういうふうな居住のこと、またはその、何かそういうふうな平和を乱すような行為であれば、当然警察が動いてそれなりの対応は、処置は今やっておるわけでございまして、現在そういうふうなことで、居住用ということに對しまして私どもは何も手を出せるような状況にはないと思っております。そういうあたりで、先ほども申しましたように、この事務所のことに關しましては皆様方には大変な不安を覚えさせているわけでございまして、それとまた、あのあたり、先ほど言ったんですかな、計画等々もある中で、この暴迫の方向性というのは、皆様方一緒になって盛り上げていかないかなと、そんなふうには思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ありがとうございます。先ほども出ておりましたけど、久留米で今年5月、暴力団の抗争事件がありましたが、暴力追放を公約に掲げておりました元久留米市長は「手をゆるめると暴力団はすぐ勢力を盛り返します。徹底した取り組みを行うべき」と訴えております。20年前にこの元久留米市長は、道仁会本部事務所に何度も足を運び、住民と一緒に立ち退きを求め、事務所を撤去させたと、こういう経過もあります。

そういうことで、市長はぜひ、今の答弁の中では暴力団事務所を撤去するやる気が十分あるようにありますけれども、具体的に足を運ぶ、こうした行動、これが今は求められているのではないかと思います。それとあわせまして、今年の暴力追放市民集会の開催予

定もあるんでしょうか。この2点についてお伺いします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

暴追市民集会、これは当然行います。それと、私自身もそのあたりに足を運んで頑張れというお話でございます。これは私一人行って、ということも何でしょうから、青木議員も一緒にまた、関係、そういうふうな防犯組織等々も含めた中で、そういうふうな流れはつくっていかうかなと思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

長津三丁目、中間縫製の北側、県道水巻中間線沿い、JR筑豊線沿いに、幅約20センチもある分厚いコンクリートで囲った塀がありますが、その回りは市道が整備されていますが、工事が長らく行われる様子もありません。市長はそのコンクリートの塀を見られたことがありますでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私の通勤途上のことでございます。いつも見ております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

市民の皆さんのうわさでは、暴力団事務所はここに移転するのではないかと、こういうことを言っている方が多々おりました。そういうことで、中間市民は暴力団事務所を中間市内から撤去してほしいと、このように願っております。ご存じかと思いますが、8月10日、小倉北区の通学路に面した場所で発砲事件も起こっております。市民が安全・安心して暮らせるまちにするために、また青少年の犯罪防止のために、暴力団事務所を撤去するよう、市長の勇気ある決断、かなりその決断をされておるようにはありますが、私どもも一緒に、この暴力団事務所の撤去に向けては行動する覚悟はできておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

.....
○議長（井上 太一君）

この際、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時01分休憩

午後 1 時15分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。古野嘉久君。

○議員（5番 古野 嘉久君）

清風会の古野嘉久でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、市民サービスの向上の観点から、窓口サービスの充実について伺います。

近年の女性の社会進出や生活時間の变化等により、社会形態が大きく変化しております。こうした変化に対応するための、まず市民サービスの向上の位置づけとして、一部窓口業務のフレックスタイム制の導入を検討し、土曜日、日曜日、あるいは平日の時間の延長について可能かどうかをお伺いいたします。

次に、中間市行財政集中改革プランでは、東部出張所を近隣の公共施設に移転することで、経費の節減と窓口業務の延長による市民へのサービス向上を図っていくことになっていますが、公共施設の移転先、また実施方法、改善についてお伺いいたします。

次に、市民の方々の転入、転出、また納入等の手続に関しては、現在それぞれの課において手続をしなくてはならないために、庁内の1階から3階まで、いろいろな課を回らなくてはなりません。お年寄りやお体の不自由な方々にとっては相当な負担を強いられております。一つの窓口で市民に必要な手続ができるワンストップ・サービス等の導入についての、検討されるお考えがあるのかどうかをお伺いいたします。

次に、中鶴地区の開発についてでございます。午前中佐々木議員より質問がありましたが、再度させていただきます。

中間市の都市計画によりますと、現在中鶴地区は第1種低住宅専用地区と第1種中高層住宅専用地域、さらには近隣商業地区と区分されておりますが、本市の中でも低住宅から中層住宅まで公営住宅を含めた住居が密集している、人口が集中している地区でございます。中鶴地区の生活環境は、安心して快適に暮らせるものとは言えない現状にあるものではないでしょうか。特に、県営住宅や市営住宅等は建築年数が長くなっており、老朽化が特に目立っております。市の財政状況の非常に厳しい中で、建て替えの時期、規模、仕様等についてお伺いいたします。

また、中鶴地区には暴力団事務所といわれる建物があり、この件については市議会においても何度も取り上げてまいりましたが、いまだに有効な対策はとられておりません。この問題については市長が午前中、青木議員にお答えがありましたので、この件については省略させていただきたいと思っております。

続いて、南中学校における生徒の死亡事故についてでございますが、現在、全国では児童生徒に関する事故が多発しております。昨年11月には広島で、12月には茨城県でい

ずれも下校途中、1年生の女子児童が殺害されるという痛ましい事件が起きております。また、先月8月には山口県で高校生が亡くなるという事件も出ております。県内においても本年3月、北九州における小学生死亡事故が、下校途中の不審者などによる児童生徒への事件が多発しております中、将来ある児童生徒の命が危険にさらされているということは遺憾にたえません。児童生徒の安全確保は教育委員会としても重要な課題の一つと思います。去る7月12日に起きました、本市の中間南中学校生徒の転落死亡事故について、事故の経過と再発防止に向けて安全指導、安全対策に関しての対応について、これは教育長にお伺いいたします。

以上の、窓口業務、中鶴地区の開発、南中学校生徒の死亡事故についての第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

窓口サービスの充実についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、市民サービスの向上の観点から窓口業務を土曜、日曜日に実施し、平日時間の延長について可能かどうか伺います、との質問にお答えをいたします。佐々木晴一議員の一般質問回答に一部重複する箇所があると思いますが、ご説明をいたします。

市民サービスの向上を図る観点から、窓口業務の平日の時間延長について検討を進めているところでございますが、実施にあたっては、職員の勤務体制及び勤務時間等についてどう対応するかの課題があります。

職員の勤務時間につきましては、行財政集中改革プランにおいてもその見直しを行うことといたしており、既に見直しに向けて職員団体と協議を進めているところであります。窓口業務の平日の時間延長につきましては、この勤務時間の見直しを行った上で、実施に向けて具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、土曜、日曜の休日開庁につきましては、市役所の開庁といった基本的な問題や、職員の勤務体制や勤務時間の問題を解決しなければならない大きな課題がありますので、当面は平日の時間延長についてのみ検討をいたす所存であります。

次は2点目の、東部出張所の近隣の公共施設に移転することによる経費の節減と、窓口業務の改善について伺います、との質問にお答えをいたします。2点目も佐々木晴一議員の一般質問の回答と一部重複する所があると思いますが、ご説明を申し上げます。

東部出張所は、昭和53年にダイエー中間店内に開設し、その後昭和62年3月から現在の場所で業務を行なっております。土地建物を民間から賃借しているため、経費の節減等の観点から、行財政集中改革プランにおきまして、東部出張所の機能を近隣の公共施設に移転することの検討を進めることといたしております。

公共施設に移転することで賃借料が不要となり、年間約400万円の財政効果が見込ま

れるところでございますが、一方では駐車場不足や交通の便が不便となるなど、住民の利便性の面でのデメリットが想定されております。

今後は、移転に向けた課題をしっかりと把握した上で、移転実施について総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、窓口業務の内容につきましては、現在、戸籍や住民票及び印鑑証明等、市民課の業務以外にも税務に関する各種証明書の発行を行い、また本庁各課と市民の方々との連絡役となって市民サービスを行っていますが、今後も可能な限りサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に3点目の、窓口業務の一本化、ワンストップ・サービスについて、一つの窓口で市民の方々への必要な手続きが行えるサービスの導入について検討される考えがないか市長の見解を伺います、との質問にお答えいたします。

窓口業務の改善について、本年の1月より、住民の方々が転入・転出等の届出や申請の手続きを行うときに、たらい回しをされないよう、関係各課へ迷うことなく手続きが済まされるように、住民を最後の担当課まで案内することを実施いたしております。

窓口業務の一本化いわゆるワンストップ・サービスにつきましては、住民が移動することなく1カ所で手続きが済まされるという効果がありますが、このサービスを実施するには、施設改良の経費・職員研修・人員配置の問題などがあり、体制の整備を必要とされますので、今後の検討課題と考えております。

したがいまして、当面はさらなる窓口業務のサービスの改善に努める所存でございます。

次に、中鶴地区市営住宅の建て替え計画についての質問にお答えをいたします。

本市における公営住宅の施策といたしまして、居住水準の向上、構造、設備の老朽化及び高齢化に対応するため、平成13年3月に中間市公営住宅ストック総合活用計画を策定いたしました。中鶴地区市営住宅建て替えにつきましても、この計画との整合性を図り、財政状況を勘案しながら検討してまいります。

具体的な建て替え計画につきましては、先の中間市公営住宅ストック総合活用計画の見直しを行なうとともに、建て替え基本計画を作成し、既存入居者に対する意向調査及び事業内容の説明会など、必要な手順を終えた後の事業着手となる予定でございます。

なお、中鶴団地につきましては、国庫補助によるストック改善事業といたしまして、主電源の電気容量アップを平成14年度に施工しましたことから、国の補助事業としましての建て替えが平成24年度までの10年間は着手できないことから、建て替え可能な中鶴店舗付改良住宅につきまして早期着工できるよう十分検討してまいります。

なお、建て替えの手法、時期、規模及び構造等につきましては、建て替え基本計画の中で決定していく所存であります。

次の、南中学校におけます生徒の転落死亡事故につきましては、教育長よりお答えをいたします。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

中間南中学校における女子生徒の死亡事故について、その経過と対応についてお伺いいたしますとのご質問にお答えする前に、亡くなられた女子生徒のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、ご家族・ご親族の方々に謹んで哀悼の意を表します。将来ある女子生徒のご家族・ご親族様の心情を考えますと察するに余りあるものがございます。

また、このことに関して、市議会議員の皆様を初め関係各位、さらに市民の皆様に変なご心配をおかけしましたことを心からおわび申し上げます。

では、議員のご質問についてお答えいたします。

この事故の経過と対応についてですが、議員ご承知のとおり、去る7月12日の新聞等の報道にありましたように、中間南中学校におきまして、12日午前10時頃、1年生の女子生徒が校舎4階女子トイレから転落いたしました。直ちに救急車を呼ぶとともに、女子生徒の保護者に緊急連絡をいたしました。救急車で病院に搬送されましたが、11時9分に亡くなられました。市教育委員会には、10時10分に第一報が入りました。

教育委員会といたしましては、直ちに現場に出向き、確認する一方、部・課長、指導室の緊急対応体制を敷くとともに、その旨を市長並びに県教育委員会に報告いたしました。

事故直後、女子生徒の搬送先の病院において、担任、養護教諭が警察から事情聴取を受けました。その後、校長が記者会見に臨み、事故の概要について説明したところであります。

南中学校におきましては、生徒に対して、全校集会を開き、校長が事故の説明をいたしました。

南中の保護者の方々に対しては、翌日の13日午後7時30分から緊急保護者会を開き、事故の概要や今後の学校の対応について説明しております。

亡くなられた女子生徒のご家族に対しましては、市教育委員会といたしましても誠意ある対応を心がけることとともに、学校にも継続的に対応をするように指導して、今日に至っております。

なお、生徒の心のケアにつきましては、カウンセリングをいたしております。このカウンセリングは、事故後の土曜・日曜日にも実施し、夏休みに入りましても対応できるように配慮しております。

また一方、事故翌日の13日には緊急校長会議を召集し、事故の説明及び児童生徒の安全確保に係る事項の確認、そして職員の安全指導、危機管理意識の徹底を図るよう指導いたしました。

特に、危機管理意識の徹底につきましては、次の5点にわたって指導いたしました。

1点目としましては、全教職員が今回の事故を自分の問題としてとらえ、考え、行動を

とること。

2点目といたしまして、緊急時においては、校長を中心としたチームを組んであたること。

3点目といたしまして、安全確保については、教師一人ひとりが自覚と責任を持ってあたること。

4点目といたしましては、日常の教育活動全般にわたって、児童生徒の言動に対する理解力をなお一層深めること。

5点目といたしましては、常日頃から市教育委員会と十分に連携を図り、施設の安全対策の点検を徹底し、転落事故の防止等に努めること。

以上、安全に対する構えを確立するよう指導しております。

各小中学校の安全対策の点検及び防止策に関しましては、夏休み中に重点的に実施いたしました。今後におきましても引き続き点検・補修を行う予定でございます。

以上、南中学校の転落死亡事故における経過と対応についてご報告いたしましたが、教育長としまして、このような事態になったことは誠に申し訳なく、悔やんでも悔やみきれない思いでございます。

今後も、学校における危機管理意識の向上に努めるとともに、学校管理下において二度とこのような悲しい事故が起こらないよう、万全を期する所存でございます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（5番 古野 嘉久君）

再質問をいたします。

窓口サービスの充実についてでございますが、公共施設に移転することが予想されます東部出張所の移転については、財政効果が見られるとあり、また一方では駐車場不足とか交通の便が不便になるという回答でございましたが、移転先の公共施設はどこを考えてこのような回答をなされたのか、お伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ハーモニーホールと社会福祉センター、2カ所考えております。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（5番 古野 嘉久君）

ハーモニーホールは駐車場の問題、交通の便というのはそんなに不便とは考えられませんが、地域総合福祉会館でもそんなに駐車場の問題はないかと思いますが、ただ、早急に求められますのは、あそこの公共施設の勤務時間は夜10時まで開館されてる場所ござ

いますので、今後の移転に向けての課題、問題については早急に案が出るんじゃないかと思っておりますので、ぜひご検討をお願いいたしたいと思っております。

それと、窓口業務の延長を行っている他の市町村の実態についてわかる範囲内でお知らせいただきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず、東部出張所につきまして、少しお話しさせていただきたいと思っております。

東部出張所は、現在のところ大変便利のいいところございまして、横に金融機関等ありまして、証明書をいただいてその足で金融機関に走られるということと、それと土手ノ内の関係者の方、電車を利用して土手ノ内の電停から通谷の電停まで来られればすぐ目の前にあるということでございまして、私も現在そういうふうな経済的な効果から検討はしておりますけども、それとまた、ハーモニーホールに行けば10時ぐらいまで開いていることとあわせて、そういう面で利便性がいいのかなと思う反面、先ほど申しましたように大変困る方、それと金融機関が近くにあるという利点、いろんなこと考えられますので、これは経済的な面だけじゃなくて、少し検討していく必要があるなど、住民の方はどんなふうなことを考えておられるか、十分把握する必要があるかなど、そんなふうには思っておるところでございます。

それと、もう一つの質問につきましては、ちょっと数字的なもの、私つかんでおりませんので、担当部課長より回答させます。

○議長（井上 太一君）

原田市民課長。

○市民課長（原田 慶雄君）

窓口サービスの件につきましては、ただいま市民課で一応把握しております内容につきましてご報告させていただきます。

近隣の市町村の中で、北九州市は既に昨年から行っておりますが、筑豊の各市、それと遠賀郡四町の中で現在行っているのは筑豊で直方市、それと遠賀郡の方で水巻が行っています。その2市と1町のみでございます。

それで、内容につきましては、市民課を初めとして、所管については窓口担当、水巻、それと直方についてはそれぞれ担当が4課から5課にまたがっているというような状況でございます。現状として、今そういうところだけの把握をしております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（5番 古野 嘉久君）

ありがとうございました。

では、中鶴地区開発についてですが、中鶴地区は中間市の中でも有数の住民地域であるということは先ほど申し述べましたが、生活環境の整備が望まれる市営住宅の建て替え含めた開発は、財政の厳しい本市にとっては大変なことだと思います。

内閣府が出されましたPFI手法がありますが、この手法の活用をすればどのような効果が期待されるのかどうかは、今から先、本市においても十分に検討なされ、豊かな生活環境を創造し、すべての中間市民の方々が快適性、便利性、安全性の確保をされて、近くに、ご存じのように中間市は遠賀川が流れております。土手には四季折々の草花が、見ながら安心して暮らせる生活環境の仕組みを、1日でも早く実現していただくことを切にお願いいたします。

次に、本市で発生した生徒の転落死亡事故、二度とこのような悲しい事故が起こらないように、危機管理の意識向上に職員全員が日頃からの心を決め、努めるようお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従いまして一般質問させていただきます。

初めに、中間市地域生活支援センター「パルハウスぼちぼち」について質問いたします。

精神保健福祉法に基づいて、精神障害者地域生活支援センターとして3年前に開設された「パルハウスぼちぼち」の存在は、本市の精神福祉の向上に大きく貢献していると高く評価しております。相談業務やイベント活動などの事業を行っておりますが、中でも私は、気軽に集える憩いの場としての役割に注目しております。暗く閉じこもりがちな当事者にとって社会との接点であり、また、家と病院以外の安心できる居場所として、同じ悩みを抱えるご家族の心の交流の場として、重要な役割を果たしております。

さて、この度の障害者自立支援法の施行により、障害者福祉の形が大きく変わろうとしています。そこで、根拠法が変わることに伴い、「パルハウスぼちぼち」の役割と運営は今後どのように変わっていくのかお伺いします。

また、補助金の形も変わり、減額が予測されます。それに伴って利用料を取られるのではないかとの懸念があります。国は、精神病床には「受け入れ条件を整えば退院可能な患者」が7万人存在しているとして、平成24年までに、これら7万人の社会的入院患者を地域社会に帰すことを政策目標の一つに掲げております。「パルハウスぼちぼち」が障害者やご家族のための地域の受け皿としての役目を果たすためには、これまでどおり利用料を取らずに運営すべきと考えますが、市長の所見をお伺いします。

次に、災害時の要援護者対策について質問いたします。

平成16年の9月議会で、大島市長に同様の質問をさせていただいております。その際、洪水ハザードマップを見ていた人と見ていない人との避難までの時間に1時間近い開きがあったという事例を挙げ、洪水ハザードマップの作成を要望しておりました。本年5月完成し、全戸配布していただきましたこと、初めにお礼申し上げます。ハザードマップが市民の防災意識の向上の一助になりますよう、今後の行政の取り組みに期待いたします。

ところで、戦後、治水工事の進展などにより、自然災害による被害は大きく見ると減少傾向を示しているそうであります。しかしながら、近年は整備された施設の能力を上回る記録的な豪雨により、一たび災害が起きたときには甚大な被害が発生しております。そして、悲しいことに犠牲者の多くを災害弱者である高齢者が占めております。急速な高齢化の進展という社会的背景と、高齢者や障害者の地域での共生という国の政策方針を考えるとき、地域における要援護者の掌握ができる福祉マップの作成や、地域の力をお借りしての支援体制づくりの必要性を切に感じます。

さて、内閣府が有識者からなる検討会を立ち上げ、災害要援護者の避難支援ガイドラインを作成し、障害者や高齢者の避難勧告時の情報伝達や避難支援のための要援護者リストづくりを促しているにもかかわらず、思うように進んでいないとの実態は、報道等で皆様もご存じのところと思います。

前回の私の質問に対し、災害弱者の名簿を整備し、地域における災害弱者の把握に努めることと、地域全体で災害弱者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりについて検討してまいりたいとの答弁をいただいております。あれから2年、本市の災害弱者いわゆる災害時の要援護者対策がどのようになされているかお尋ねします。

また、福岡県では、災害時に情報を登録者の携帯電話にメールで伝達するシステム「防災メール・まもるくん」が創設されております。このような県のシステムを利用するか、もしくは本市独自のシステムを構築して、避難情報のメールによる一斉配信ができないものかお伺いします。

最後に、公共施設の耐震化について質問いたします。

昨年3月20日に発生した福岡県西方沖地震は、地震が少ない地域に暮らす私どもにとって大きな衝撃でありました。当たり前なことではございますが、火山国の日本はいつでも地震が起こっても不思議ではないのだと再認識した次第です。

さて、地震災害発生時において、公共施設は、避難所になるなど防災拠点として重要な役割を果たさなければなりません。そのために、国は阪神淡路大震災の後、3度にわたり公共施設の耐震診断、改修実施状況など調査を行い、耐震化の推進を要請してまいりました。その結果、公共施設の耐震化率は増加しているものの、防災拠点となる公共施設の耐震化の進捗状況は十分とは言えないと総括しております。

ちなみに、福岡県の全公共施設の耐震化率は、平成17年現在50.1%で、半数は耐震化がなされていない状態であり、防災拠点に限定しても51.6%で、数値面では大き

な違いは見られません。

本市所有の公共施設を見ましても、昭和56年の新耐震基準によって建てられた建築物は多くはないように見受けられ、仮に地震災害が発生したときに使える施設がどの程度あるのか不安になります。

そこで、本市における公共施設の耐震化の現状と、耐震化促進のための取り組みについてお伺いいたします。

以上、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

中間市障害者地域生活支援センター「パルハウスぼちぼち」についての質問にお答えをいたします。

「パルハウスぼちぼち」は、地域の障害者支援の一環といたしまして、障害者の日常生活等の基本的な援助や、経過観察を必要とする障害者とその保護者及び家族に対し、地域社会が一体となって障害者の自立を支援することを目的に、全国的にも数少ない中間市の直営の障害者の施設として、平成15年6月に開設したものであります。今日まで障害者のケアマネジメント、日常生活支援及び地域との交流を積極的に支援してきたところであります。

また、障害者の地域における自立した生活を支援する体制をより強固なものとするため、障害者サービスの一元化、施設・事業体系の再編、利用者負担の見直し、地域生活支援や就労支援事業及び重度障害者を対象としたサービスの創設など、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりすなわち新たな障害保健福祉体系の構築を目指すことを目的に、障害者自立支援法が平成18年4月に施行されました。

この施行に伴って、市町村の必須事業といたしまして、地域生活支援事業等のサービス提供主体が市町村となるものであり、お尋ねの「パルハウスぼちぼち」は、今後、障害者・障害児やその保護者、家族からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付、障害者等の移動支援をする事業及び障害者等を通わせ、創作的活動等の機会の提供を行う地域活動支援事業を行う「地域生活支援センター」に移行する予定であります。

なお、旧体系での補助金が大幅に見直され、旧精神障害者社会復帰施設運営費補助金、社会参加促進事業費補助金、小規模作業所運営費補助金等が廃止または再編され、新たに地方交付税と地域生活支援事業費補助金となり、大幅に減額される予定であります。障害者福祉計画を策定するなかで、障害のある方々や保護者、家族のニーズを十分勘案し、反映してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、すでに他の自治体に先駆けて、障害者に対する支援を積極的

に展開してまいりましたことから、福祉サービスの提供の後退のないよう対応してまいりたいと考えております。

次に、災害時の要援護者対策についてお答えをいたします。

災害時要援護者とは、災害時において必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らの身を守るために安全な場所に避難する等の一連の行動に対してハンディを負う方々のことであり、一般的には高齢者、障害者、傷病者、外国人、乳幼児、妊産婦等が考えられております。

平成16年7月の新潟福井豪雨や、同年度に観測史上最多の10個の台風が日本列島に上陸したことにより、これまで減少傾向にあった風水害による死者・行方不明者の数が200名を超え、その約半数を65才以上の高齢者が占めるという事態となったことを受け、国において災害時における要援護者の避難支援対策が検討され、平成17年3月に国から「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が示されました。このガイドラインでは、防災関係機関と福祉関係機関との連携不足により、避難勧告等の情報伝達体制が未整備であること、個人情報への意識の高まりに伴い、要援護者情報の共有・活用が進まないこと、また、避難支援者の特定や支援方法のあり方等、避難行動支援体制が具体化されていないこと、この3つが大きな課題として挙げられました。また、要援護者の避難支援は、自助・共助を基本とし、行政は、要援護者への避難支援対策に対応した避難準備情報の伝達体制の整備が不可欠とされ、さらには、要援護者の情報を平常時から収集、管理し、一人ひとりの要援護者に対し、複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画を定めることが必要であることが示されております。

このことを受けまして福岡県では、国から示されたガイドラインをもとに、市町村が災害時要援護者に対する避難支援対策を実施する際の指針となる「災害時要援護者支援対策マニュアル」が策定されました。

しかしながら、この支援計画の策定に当たりましては、個人情報の保護に配慮しつつ、どのようにして要援護者を把握するのか、また避難支援に関しましても、要援護者一人ひとりが有するハンディの種類と程度により避難支援の対応状況が異なることなど、さらには、要援護者の方の避難所におけるさまざまなニーズへの対応等、さまざまな課題があり、全国的にも思うように進んでいないのが実態でございます。いずれにいたしましても、防災対策は市民の生命・財産を守るための重要な施策の一つでありますことから、国の示したガイドライン並びに県が作成したマニュアル等を参考に、関係機関と協議を行い、災害時要援護者の避難支援計画の策定に向け、検討してまいりたいと考えております。

次に、災害時に電子メールを利用した避難情報等の利用につきましては、既に昨年の6月から福岡県が携帯電話やパソコンを使い、事前に登録された方に対し、地震、台風、大雨等の気象情報や災害時の安否情報、不審者情報等の地域安全情報をメールを使って一斉配信するシステムの運用を開始しております。本システムは「防災メール・まもるく

ん」と呼ばれ、既に県内約2万5,500人の方が登録されており、本市におきましても現在87名の方が登録されており、災害時における避難行動等の判断材料として大変有効なものでありますことから、市といたしましても、できる限りより多くの市民の方が登録し、このシステムを利用させていただくよう「広報なかま」やホームページなどをお願いをしているところでございます。

次に、本市における公共施設の耐震化の現状と、耐震化促進のための取り組みについてお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、耐震化問題につきましては、昨今の新潟中越地震や、身近では福岡県西方沖地震など、相次いで発生いたしました地震災害への対策といたしまして、被害を最小限に抑えるために、国は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の第2条に規定されている特定建築物の所有者に、耐震改修の努力について求めているところでございます。

本市における現状でございますが、本市の公共施設といたしまして、大きく分類しますと約40カ所に及び、市内各所に点在しております。その中で、法律で対象とされております昭和56年以前に建築された建物で、かつ同法施行令に定められた要件に該当する施設、いわゆる「耐震改修対象建物」としましては、14施設でございます。具体的には、本庁舎、中央公民館、働く婦人の家、中鶴店舗付改良住宅及び市立病院の5カ所と中間南中学校を除きます市内の小中学校9カ所が耐震診断の対象となっております。

また、耐震化の取り組みにつきましては、中鶴店舗付改良住宅は「中間市公営住宅ストック総合活用計画」を基本といたしまして建て替え等を行う計画がございますので、耐震診断は必要とされておられません。本庁舎を初め、その他の施設につきましては耐震診断を行う必要がございます。特に、市民の避難場所として位置づけられており、また子ども達の安全性の確保を図るため、小中学校の校舎や屋内運動場などの学校施設を最優先に実施したいと考えております。しかし、耐震化につきましては多額の経費を要するため、各学校間の耐震化の優先順位を定め、年次的な実施計画を定める必要があります。

このことから、早急に全校を対象とした耐震化優先度調査を実施し、耐震化工事の実施を検討いたしているところでございます。その他の公共施設の耐震化についても、多額の経費と期間がかかりますことから、まず中・長期の耐震化事業計画を策定していきたいと考えております。

なお、学校施設の耐震化優先度調査といたしましては、9月補正予算といたしまして、小学校費1,080万円及び中学校費710万円、合わせて1,790万円の経費を計上いたしております。

また、残りの施設、5施設の耐震診断につきましても、市民の安全確保を最優先に考え、できるだけ早い時期に耐震化の取り組みに着手したいと考えております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

中間市地域生活支援センター「パルハウスぼちぼち」について再質問いたします。

設立当時の設置規則では、名称が中間市地域精神障害者支援センターと定められ、精神障害者の支援機関というふうには受け取れましたが、実施要項を見ますと、「知的・身体・精神の3障害の在宅障害者の自立及び社会参加の促進を目的とし、3障害を対象とした生活支援事業を行う」というふうになっておりました。

で、パルハウスの実施要項を見る限り、本市は、先ほども市長が答弁にありましたように、他市に先駆けて障害者自立支援法の地域支援事業を行ってきたというふうには受け取りました。で、これまで以上に活発に活動をしていていただきたいと思いますが、名実ともに今度は3障害がその対象になってきます。3障害の生活支援センターの役割を果たすためには、やはり仕事量増加が見込まれ、現在の陣容のままで大丈夫なのかと危惧されます。実施要項によると、職員構成はセンター長1名、社会復帰指導員1名が常勤で、作業療法士1名、精神保健福祉士2名が嘱託で、計5名となっておりますが、現在の職員構成をお尋ねします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

担当部課長、わかりますかね。

○議長（井上 太一君）

成富介護保険課長。

○介護保険課長（成富 隆俊君）

お答えいたします。

現在のところ、事務員2名、保健師1名、精神保健福祉士1名、臨時職員1名、計5名で行っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

随分構成内容が違うように感じました。で、相談支援事業っていうのは、直接市民とかかわる仕事であり、どのような対応をしたかが本市の行政全般の評価にはね返ってまいります。相談業務は市民の反応を直接受けとめることができるだけに、やりがいのある仕事ではありますが、一人ひとりの状況が違うため、マニュアルどおりにはいかない難しさがございます。私は、職員が当事者やご家族の心に寄り添うことができ、初めて本来の自立支援につながるのではないかと考えております。余裕を持って当事者一人ひとりに対応ができるよう、十分な人的配慮をお願いしたいと考えておりますが、市長の所見をお伺い

します。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今お話ありましたように、今までは精神障害でございましたけども、3障害一体となった政策を打ち出しております。また、これは国からの流れでございますけども、そういうあたりで、現在もう1名ぐらい補充せんといかんかなと、そんなふうな話はさせてはいただいております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

市長、「パルハウスぼちぼち」でお会いしたことがございますよね。で、市長は「パルハウスぼちぼち」に行かれて「ぼちぼち」の存在意義はどこにあるというふうにお思いになりましたか。お尋ねします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、議員も言われましたように、これは障害者の方もどんどん社会に出て活躍していただきたいなど。健常者と一緒の生活ができるような、そういうふうな明るいまちをつつていきたいなど。そういう思いの中で、あの場所に何でしたかということも含めまして、障害者の方、人と接する中で、大勢の方が行き交う中で社会復帰を目指す、そういうふうな社会性を身につけていただきたいなど。そういうふうな思いの中で、少し離れたところじゃなくて、ああいうふうな人が集まる場所に私どもは開設したといういきさつもあるわけでございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

私もその点は大変評価しております。私が一番感じることは、あそこは何もしないで、いることができる場所だということです。誰からも強制されることなく、自分が好きなように過ごせる空間を、利用料を取らずに提供していることに存在意義を感じます。読書をしててもいい、うたた寝をしててもいい、誰かと話したくなったら聞いてくれる人がすぐそばにいるという、本来家庭が果たすべき役割を提供しているのだというふうに思っております。

先日、うつ病になられた方が、「親友と思っていた友人からのささいな言葉に、私はあなたと違うと見下されたような感じを覚え、大変傷ついた、ありのままの自分が出せ、自

分の気持ちに寄り添ってくれる人たちがいてくださることが大きな支えである」と言っていました。「ぼちぼち」で語られていた言葉です。

これまで「ぼちぼち」は、今度新たな地域生活支援事業の中でも必須事業のうちの相談事業と地域活動支援センター、いわゆるデイサービス事業に当たる事業を主に行ってきたように思っております。厚労省の課長会議の資料を見ますと、地域生活支援事業における利用負担の考え方という資料がございますが、「従来から利用負担を課している事業は負担を求めてもいいが、それぞれの地域の実情に応じて、事業の実施主体の判断によるべき」と、利用料に関しては市町村の判断に任されております。

そこで、市長に伺います。これまで「ぼちぼち」が利用負担を求めずに実施してきた事業に関しては、引き続き利用料を取らずに行っていただけますか。事業実施の主体の長である市長の判断をお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

議員のお話の中にありましたように、これまた大変補助金等が削減されます。今開設してる場所につきましても、大変高い賃借料を払っているわけでございまして、それが何で可能だったか申しますと、そういうふうな、ある程度の補助金をいただいた中で対応できた部分がございまして、その補助金がもう次の、この年の下半期からはカットされるような話を聞いております。大変厳しい状況が取り巻いてるわけでございまして、その中で手数料等々、「実情に応じて」というそのこともあります、国のそういうふうな、示した方針に従ってやっていきたいなど、そんなふうには思っております。実際言って、補助金カットされれば、あそこの賃借料はもうちょっと払うのきついかなど、そんなふうな思いはあります。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

済いません、回答がちょっとはっきりと汲み取れなかったんですけども、市長としては利用料を取る方向で考えていらっしゃるのか、取らないで今までのような、家庭のかわりになるような空間を提供しようとしてされてるのか、もう一度お聞かせください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言いますように、取り巻く状況を勘案しながら、実情にあった方向をとっていきたいと、そんなふうには思っております。これ、今あれをとる、あれをとらんということはちょっと私も言えませんので、状況をいろいろ考えた中で対応していきたいなど、そんなふうには思

っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

先ほど市長は答弁の中で、福祉サービスの後退がないようにやってまいりたいというふうに申されました。で、これが、デイサービス事業のような形になっている部分を利用料を取るようになると、引きこもりがちな当事者が足が遠のくということが心配されます。本当にここで市長にご英断をいただきたいと思います。家賃が高いということと、利用料を取るということはまた別問題だと思います。家賃の関係とは別で、この事業単独でもってどういったお考えかお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

家賃も含めて補助対応となっておりますことから、その家賃が、補助金が大幅に減額されることによりまして、いろんな私ども考え方をしなくてははいけませんし、全体的に考えた中でやっていきたいと思っておりますけども、今まで移送関係ですかね、そういうあたりやらボランティアの方が対応していただいて、無料でやっていただいております部分だっているわけでごさいます。また、今年度いっぱい、これは先ほど言いましたように、下半期からもう補助金等々の変動あるわけでごさいますけども、補助金がそんなふうに減額されたからといって、そんなら下半期からいきなり、私どももいろんな面で制度を変えていこうとは思っておりません。今年度はなるべく現状の維持で、動けるだけ動いてくれよと、そんな話は担当課の方にはさせていただいております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

とりあえず今年度は取らないということで受け取りました。この辺は本当に、先ほど私がい言いました「パルハウスぼちぼち」の存在意義ということを考えて、相談事業とデイサービス事業に関しては利用料を取らない方向で検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、災害時の要援護者対策について質問したいと思います。

前回の質問から2年間、手つかずの状態であったというふうに受け取りました。で、今回6月に「広報なかま」が出ておりまして、そこで、「避難に当たっては、高齢者、幼児、障害者などの災害時要援護者に配慮してください」というふうに、自助努力ととるのか共助ととるのか、ちょっとわからないようなあいまいな書き方がなされております。で、一番その最後に、「そのほか、災害などに関する情報は市の広報車からの放送、消防団員な

どから伝えられます」と、2年前質問したときとほとんど変わらない状況なんです。

で、国の方からもああいった形でガイドラインが出されておりました、中間の場合、大きな災害がこれまでなかったという状況もございますが、危機管理意識の低下があるのではないかというふうに感じております。「住民の生命、身体及び財産を守るために、災害対策に取り組むことは、市町村の責務であり、特に近年の災害において多くの要援護者が犠牲となっていることから、要援護者の生命、身体を守るためには避難対策に必要な情報を収集し、関係機関で共有することが不可欠である」というふうに、やはりガイドラインでも述べられております。ガイドラインの中で、先ほど個人情報保護法の関係を言われてましたけども、ガイドラインの中で個人情報保護法のとらえ方が載っていたと思うんですけども、その辺お聞かせください。

○議長（井上 太一君）

中野総務課長。

○総務課長（中野 諭君）

まず、16年9月議会におきまして、名簿の整理をするということでお答えいたしました。当時中間市は合併問題、住民投票等で大いに揺れていた時期でございます。市内部組織におきましても、あらゆるそれぞれのセクションにおいて、連日合併協議が行われておりました、合併した場合に、新しい事務事業を手がけたとしても組織が消滅するために徒労に終わるのではないかといったムードが流れておったことは事実でありますし、実現に至っておりません。

これまで、幸いにして大きな人的な被害は、災害は発生しておりませんが、この件につきましては、先ほど議員言われましたが、個人情報の保護という大きな問題があるわけでございます。国において、昨年4月に個人情報保護法が施行されております。遅ればせながら、本市においてはこの10月1日から個人情報保護条例が施行されます。したがって、また現在策定中であります国民保護計画、この中においても、国県からこういった災害時の要援護者に対する名簿の整備等を要請されているところでありますので、今後この名簿の、まず名簿の整備に向けて庁内体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

私がなぜこれを強調するかといいますと、本当に人間関係が希薄になっている地域コミュニティの再構築が、この体制をつくることによってできるのではないかという点でございます。で、それができるということは、協働のまちづくりの機運が高まって、町の活性化が起こるというふうに思っております。その大きなチャンスとなるのが、団塊の世代

が退職を迎えるここ数年だと思っております。で、団塊の世代の皆様方は、隣との垣根がなかった古きよき時代を知る方達でございます。産炭地で、炭坑当時は人間関係が密接だった、炭坑の長屋の中で育った皆様のお力を借りて、本市の高齢者が、また障害者が、誰でも安心して過ごせるような地域社会づくりをしていただきたいというふうに思います。関係部署の検討をお願いいたします。

それから、時間がないので公共施設の方に移させていただきます。

天災は忘れたところにやってくると言いますが、いつ起こるかわからないからこそ耐震補強など災害防止のための備えが大切になってきます。ですが、いつ起こるかわからないから、後回しになってしまいがちです。で、被害総額の7から8分の1程度を事前に投資しておけば被害が防げたという試算もあり、事前投資の重要性を感じずにはおれません。どこの自治体も厳しい財政状況の中、限られた予算の中でどのように安全性を求めていくのか、今後の課題であります。

要援護者対策も耐震化の推進も災害が起こってからは後手になります。地域生活支援事業を他市に先駆けて取り組んでこられた本市ならではの先手の取り組みをお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

ほほえみ会派の中家多恵子です。通告に基づいて、私は高齢者への虐待の対応と公費による不当な共済掛金シニアプラン制度廃止後の返還金の取り扱いなどについて、この大きくは2問について質問をいたします。

初めに、高齢者虐待への対応について。

介護施設での虐待や家族、親族からの虐待が社会問題化する中で、高齢者虐待防止・介護者支援法案が今年の4月から施行されました。中間市における取り組みについて、以下4点についてお尋ねをいたします。

1点目は、市民の皆さんへの周知について、この法律が施行されたことをまだ多くの市民は知らず、高齢者虐待相談窓口があることもまだ知らない方が多いと思います。虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならないと通告の義務が定められています。しかし、法律の内容を知らなければ、その行為が虐待だと気づかないでいる市民も多いかと思えます。特に高齢者虐待としての定義されている介護放棄、いわゆるネグレクトや心理的虐待、経済的虐待については、虐待だと思っていない場合があります。ほかにも身体的虐待、性的虐待と、法律の内容を周知していくことが大切です。相談や助言、指導は市町村が行うことになっており、立ち入りができる機関と

して、4月から新しくできた地域包括支援センターが上げられております。中間市では相談窓口としても地域包括支援センターが対応するのでしょうか。法律の内容や相談窓口について、市民にどのように知らせていくのかお聞かせください。

2点目は、職員等への研修について、市民からの通報を受けたときは、市町村は高齢者の安全の確認や必要に応じて一時保護などの対応や立入調査ができる権限を定められています。法律の趣旨に沿った迅速で的確な対応が必要です。そのためには職員の十分な研修が急務です。どのような研修をしていくのかお聞かせください。

3点目、未然防止のために養護者への支援について、市町村は虐待の防止のために家族などの養護者の負担軽減を図るよう、養護者に対する相談、助言、指導、その他必要な措置を講じるとしています。虐待を未然に防止することが最も大切ですが、どのように取り組んでいくお考えか中間市の方針をお聞かせください。

4点目、関係機関とのネットワークについて、法律では連携協力体制についても明記されています。各福祉施設や民間団体とどのように連携していくのでしょうか。ネットワーク会議などの開催についてどのようにお考えをしているのでしょうかお聞かせください。

次の質問に移らせていただきます。

公費による不当共済掛金の廃止、その後の返還金の取り扱いについて質問をいたします。

中間市民が血のにじむような思いで努力を重ねて納める税金は血税です。この貴重なお金は、それぞれ市民に還元されなければなりません。中間市は正式な退職金とは別に、平成3年から15年までの13年間にわたって、県下で8市13町が一緒になってシニアプラン事業という掛金でもって第二退職金を支給してまいりました。その金額は、事業主負担、いわゆる税金、公費負担3億263万2,000円を支出してまいりました。

ちなみに、制度を廃止になった15年度の退職者に対する正式な退職金の支給額の最高は、1人3,066万4,062円です。それに第二退職金といわれるものが1人110万1,863円支出されております。これは当局の提出資料による数字です。私は、こうした市民の税金を使っていくに当たってのこと、この法律に違法したことをやってきたことについて、昨年から今年にかけて3回この問題を本会議で取り上げてまいりましたが、違法性があったからこそ廃止になったのですから、私自身、市民の代表の一人として、当然法的におかしいことにけじめをつけていただかなければならない、そういう思いで今回また質問に立ちました。制度廃止後の返還金の取り扱いはどのようになられたのか、まずお聞きして私の1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

高齢者虐待への対応についてのご質問にお答えをいたします。

介護保険制度の普及が進む中、一方において家族が介護の必要な高齢者を放置したり、

暴力を振るうなどの虐待事例が報道されております。

これまで、高齢者への虐待事例は、家庭内や施設内の密室で起こっているため、ほとんど発見されることなく社会的に放置されてきたと言っても過言ではありません。

しかし、介護保険制度が導入され、ホームヘルパーが家庭を訪問し虐待を発見するなど、その実態が顕在化し、そのために、虐待の早期発見・防止のための官民挙げての取り組みが強く要請されてきたところでもありますことから、高齢者虐待防止法が本年4月に施行されたことは議員ご承知のとおりであります。

高齢者の虐待防止のためには、効果的、効率的に住民の実態把握を行い、支援を必要とする高齢者を早期発見し、総合相談へつなげ、適切な支援、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するために地域におけるさまざまな関係者によるネットワークの構築が不可欠であります。

このため行政を初め、関係機関、諸団体や住民の高齢者の虐待防止、養護者に対する支援等、重要性に関する理解を深めることが必要でありますことから、本市といたしましては、本年7月に民生児童委員の研修会、8月には関係機関、団体、老人施設等に参加を呼びかけ、福岡県立大学から講師を招き、高齢者虐待防止法の趣旨、骨子、虐待の内容、防止についての研修会を開催し、参加者に理解と周知を求めたところでもあります。

また、職員の研修につきましては、これまでに4回、県弁護士会、県社会福祉協議会主催の研修会に参加したところでもあります。

本市における高齢者虐待は、法施行後2件発生し、対応いたしており、養護者に対する支援は、虐待の内容、現状の確認、今後の対応策等、養護者と関係機関を含めて支援等について協議を重ね現在も継続しております。今後は、虐待を受けた高齢者及び養護者が安心して生活できるよう最善の努力をしていく所存であります。

高齢者虐待は高齢者の人権をないがしろにするものでありますことから、本市といたしましては、高齢者虐待防止ネットワークの早期構築に取り組み、高齢者が安心して生活できるまちづくりに努めていく所存であります。

次に、シニアプランについてのご質問にお答えをいたします。

シニアプラン返還金の取り扱いにつきましては、以前の一般質問の中でもお答えしてまいりましたが、このたび全ての処理が完了しましたことから、これまでの説明と一部重複する部分もあろうかと思いますが、その概要を時間経過に沿ってご説明をいたします。

シニアプランは、社団法人福岡県市町村福祉協会でその運用がなされておりましたが、平成16年2月に大阪高裁で出された類似制度への違法判決や公務員の職員厚生事業に対する厳しい世論が全国的に高まってきたこと等を考慮し、いったん同年度をもって制度を凍結いたしました。その後、半年に渡る関係機関による協議の末、平成16年10月に開催されました福祉協会理事会におきまして、平成15年度をもって制度の廃止が決定され、平成17年4月に本市に対する返還額が確定いたしました。

ちなみに、返還金総額は約3億2,182万円、内訳としましては、市負担金相当額約2億1,455万円、個人掛金相当額約1億727万円、返還率は約91パーセントでありました。

返還金の処理につきましては、かねてより構成団体の判断によりその方法を決定することとされておりましたことから、職員厚生会や職員組合等の関係機関との協議の結果、平成17年8月に開催しました厚生会評議会で、まず個人掛金につきましては個人に返還することが決定されましたが、負担金につきましては、明確な結論を見出すまでには至らなかったことから、最終的な処理方法が決定するまでの間、厚生会に新たに設けました専用の口座で慎重に管理することといたしました。

このことを受け、その後、厚生会管理となりました約2億1,455万円の残金の取扱いにつきまして、更に協議を進めて参りましたところ、平成17年12月に、その半分の額につきましては、支出元の各会計に雑入処理することで意見調整ができましたので、同月26日に、直ちにその事務処理を終えているところであります。

なお、各会計に雑入処理いたしました合計金額は約1億727万円で、この額と同額の金額が、先ほど説明いたしました口座に残った状態となったわけであります。

さて、以降の経過でございますが、去る3月議会でお約束いたしておりましたとおり、早期解決に向け、協議を進めました結果、本年5月22日に開催しました厚生会評議会におきまして最終結論が出されましたので、その内容をここにご報告させていただきます。

結論といたしましては、個人への還付、厚生会会計への雑入処理及び一般会計を初めとした各会計への雑入処理の三つの方法により処理を完結いたしております。

まず、個人への還付であります。平成17年8月に個人掛金を職員に還付しましたことは先ほどご説明申し上げたとおりであります。このときの返還金額は返還率約91%を乗じた額であったため、職員本人が積み立てた金額に到達しておりませんでした。このため、不足分の残り約9%相当額を職員個人に返還いたしました。

ちなみに、この返還金の合計金額は約1,060万円でありました。

次に、厚生会会計への雑入処理であります。現在財政健全化のための措置としまして、厚生会への事業主負担金の比率を1000分の7から1000分の5へ引き下げておりますが、このことの影響により、予算的に円滑な厚生事業の展開に支障を来しておりましたことから、この状況を是正し、職員の職務に対する意欲の増進、あるいは職員相互間の親睦融和促進のための事業費確保のため、厚生会一般会計に約2,278万円を雑入処理いたしております。

最後に、その残金約7,389万円につきましては、支出元の各会計にそれぞれ雑入処理いたしました。

なお、一般会計は平成17年度予算、企業会計は18年度予算において処理いたしております。

以上が、シニアプラン返還金の取り扱いの全容であります。

今後は、各会計及び職員厚生会に雑入処理いたしました返還金につきましては、効果的に活用できるよう、それぞれの関係機関において十分な協議を行ってまいります。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

まず、シニアプランの方から再質問させていただきます。

市長は、91%の返還率ということですが、公費、税金でもって出したのは3億263万2,000円というふうに私は資料をいただいているわけですね。そして2億1,455万円返ってきたということになると、91%ではなくて70%ぐらいにしかない、私が計算したらそのようになるわけです。そして、この協議をなさって厚生会の活動が支障を来したらいけないからということで1000分の2、2,200何十万円を、本来ならば市民の出した税金ですから、それが制度が廃止になったんですから、そっくり市民の税金、市民のところに返ってこなければいけませんのに、厚生会に2,200万円を入れられたということですね。厚生会活動が円滑にいくということですが。

一方では、行政改革大綱を、集中改革プランを立てられて、平成15年から、財政も厳しいから1000分の7の本俸1000分の7、そして皆さんが1000分の5をもって厚生会活動をする、そういうことになって、ここの集中改革プランでも職員厚生会負担の抑制で15年度から実施している事業主負担の抑制、1000分の2を平成27年度まで引き続き実施しますというふうにこれには出ているわけですよ。そして一方では、支障を来してはいけないからということで、議会の議員の皆さんも全然知らないと思います。

私は資料を取り寄せました。そしたら、そういうことで驚きましたけれども、それだったら、厚生会活動が支障を本当に来すんだろうかと。厚生会活動が皆さんのお金でもってやっておられるんだったら、私はこの場でもう何も発言しません。以前にも発言しましたが、ここに5年間の厚生会の予決算書がありますね。これを見ますと、何とまあ、これが福祉厚生活動でございましょうか。

平成14年度がスペースワールド、ユニバーサルスタジオジャパンに参加、スペースワールドは111名、ユニバーサルスタジオジャパンは73名、ダイエーとロッテの野球観戦に20名、下関に春帆楼のフク会席、長府散策で92名参加している。福利厚生事業の一つですね、これが皆さんの決算で言われる。そして16年度でもやはりスペースワールド146名、城島後楽園遊園地に22名、それからユニバーサルスタジオジャパン、これも9月5日から7日までに参加者52名、ハウステンボス23名、16年2月には芸北国際スキーに29名も参加できる。こうしたことが厚生会の活動の一環として福利厚生ということでやられていますが、市民の皆さんの税金が入っているわけですよ。こういうことをして市民の皆さんは、それはもう福利厚生どんどんやっってくださいって言われるでし

ようか。

保育園の滞納、悪質な滞納だったら、保育所の園児も退所させるというのがこの文言として出てますよ。そうした中で2,200何がしかのお金を返している。このシニアプラン制度をなさっていなかったら、こういうことは中間からお金は出ていってなかったんです。3,000万円の退職金が少ないんでしょうか。それにプラスアルファの110万円を出して、きょう傍聴の皆さんが、これはもう110万円の第二退職金、当然出してあげるのは当たり前だと思うでしょうか、皆さん。思わないはずですよ。それも負担金もです、負担金じゃない掛金ですよ。

中間市が、これはいつも負担金でしたということを私に過去に説明してますけど、負担金じゃない。シニアプラン事業の私はここに共済事業の規約を持ってきましたけど、自治体によってここに加入している人、福岡県の皆さんが全部入っているんじゃないんですよ。先に申しましたように9市13町しか入ってなかった、福岡県で。そしてこの掛金の掛け方、本俸の1000分の10を乗じていた額を納入する基本型、1000分の5を一口にするところ。もう自治体によってばらばらなんですよ。これは何にも市民にこういう掛金を第二退職金で出したいと思いと、そういうことを市民に知らせないで、皆さんの中だけで第三者が入らない中で決めて13年間掛けてきた。そしてそれが大阪の高裁、最高裁は7月、やはり敗訴しました。そういう大阪の流れ、そういう中で、このシニアプラン事業もこれはやばいと、そういうことで廃止されたわけですよ。全額3億200何十万円のお金、元本だけでも耳をそろえて市民の皆さんの税金として納めた金額ですから、返すのが筋じゃないですか。

いつもの議会、きょうも午前中もただいま掛田議員も障害者の問題で利用料を取らないでくださいという、ささやかな願い、そういうものを発言していますよ。そして皆さんもうすぐ敬老、敬老会があります。私の住んでいる中鶴三区、市からの補助金いただいてない、どこの町内も一緒ですよ。町内会の皆さんがこぞってお金を出して敬老のお祝いをしているんですよ。タオル1本も財政が厳しいから廃止になりました。中家さん、何にもいただけないんですよ。ある老人会長さんは、市内の、おっしゃいました。節目の77歳、88歳、99歳以上、これには出ますよ。そしたら近隣の市町の私は比較をしてみました。岡垣は70歳以上のいらっしゃる老人のところには1人3,000円、そして事業計画書を出してください、事後の出されたことを出してください。遠賀も2,800円、そして芦屋は1,500円の記念品とアトラクションをします。そのためには市内のご老人のそれぞれのところにバスを出してお迎えに上がって記念事業をしますと言われた。水巻も2,100円出されています。そうした近隣の町では、高齢者に対して何らかの形でのお祝い事業をしているわけですよ、そこの町内に委託してですね。でも中間の場合は、税金で出したお金を、この制度が廃止になったからといって、まあ返還率は削減されても痛み分けということは私は認めてないですけど、ほかの市や町がしたように、そういう痛み分

けでもするかと思えばそうじゃなくて、こういう厚生会に2,200万円入れました。そしてまた職員の方には1,100何万円入れました。

例えばシニアプラン事業の支給状況を3年間の計画しか残ってないということで、私は3年間のこの退職者に出したシニアプランのお金ですね、第二退職金をトータルで足してみました。そしたら、皆さんの掛けた掛金だけで計算すると500万円不足しているんですよ。そういうことは、皆さんの掛けた掛金というのはもう既に使っているわけです。そして退職した人はもらっていった。だけど、現職に残っている方が自分たちが掛けた掛金は税金の方から返ってきた、税金の方、皆さんの納めた、市民の皆さんの納めたお金から補って、ちゃんと100にして返して、そして厚生会に返す、厚生会に2,200万円、活用してくださいという。そしたら結局この制度は1000分の7ということじゃないですか。1000分の7のときに、こうしたいろんなところに行って遊んでいっちゃうわけですよ。

そして一方では、そこまで2,200万円まで入れられるんだったら、厚生会に特別会計というのがつくられておりますよね。この特別会計は別段何にも使っていなかったのがこの私の資料から伺えるわけです。そしたら、突然15年度の決算で特別会計約2,000万円あったのが600万円使われているわけです。2,000万円のお金が600万円減って、ちらっと聞くとところによると5万円の120人に払ったと。何で払ったかわかりませんが、そしたら600万円。そして今度16年度の決算は295万円払いました。これ5万円で割ったら幾らの人数になる。そしてまた次の年、私は北九州が、厚生会が、北九州の職員の規模が中間と全然違いますよね、1万人近くいっちゃうわけですよ。北九州ですら、こうした職員の厚遇が社会問題になっているから、今まで蓄えていたというか何かの目的に持っていたお金の返還しましょうということで返還されたということはこの春、そして今回の9月ですか、8月の終わりだったか、新聞各紙で報道されましたよね、14億何ぼ。そうなってくると、厚生会の特別会計に2,000万円もあつたお金を600万円とかね、295万円とか、その次の年もまた幾らかずつ出していく計画をしていて、リフレッシュ休暇の方には旅行券を配給しますなんていうこと、そして退職者を祝う会も復活しますとか、集いですね。そういうことが18年度の予算案には出ているわけですが、果たしてこうした厚生会に2,000万円とか何万円とか出した自治体があるんでしょうか。そして市長にお尋ねしますが、市長はどのように協議されたんでしょうか。賢明な職員の皆さんですから、きちっとお話をすれば、厚生会にもらうお金はもう要らないよ、自分たち自身が法律を犯したことを当時やってきたんだからというのならともかく、この9市13町が入っておった自治体の経常収支比率等をきちっと比較して、財政状況がそこはあれなのですが、お話されたのかどうか。どういうお話をなさっても、この2,200万円を厚生会の方に入れないといけないとか、1,100万円を持っていかないといけないとか、そういうことになったのか、少し聞かせていただきたいと思います、

手短に。

何度くらい市長は厚生会に訴えたんでしょうか。第三者が入った、この解決方法だったんでしょうか。第三者が入ってなければ、これはみんな厚生会の、ここにいらっしゃる方皆さん厚生会の一員ですからね。身内でもって、お手盛りでもって精算したとしか市民は見ないんじゃないでしょうか。これは市民の前にお出しになられて、いやもうこれでいいですよという市民がいらっしゃるでしょうか。

監査委員さんとかが入られて、第三者が入って、こういう形でいいですよということになったのかどうか。市長は文書でもって、厳しくこの返還金については他市と比較して、せめてもう補てんはしないでも、欠損は出てても、それぞれの会計に入れるという、個人とそれから行政の方、そういうことをなされたのかどうか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私といたしましては、うちの負担分、これは当然全額返していただきたいなど、そういう思いの中でございましたけども、いろんな厚生会の事情等々考慮した中で、こういうふうな判断をしたわけでございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

厚生会の事情と言いますけれども、いつか熊本県の、ちょっと度忘れしましたが、ある市の職員の方が、インターネットにも載っていたし、今回本も出されたですね。職員の厚遇、国家公務員じゃない、地方公務員の厚遇とかが今矢面に立たされているんですけども、そういう市もあるけれども、町もあるけれども、私のところは年間4,000円の補助でもって、ありがたいですよ。周りの市町村では1円の厚生会への公費の負担もないところもあるんですよと言っているんですよ。

私は、過去3回このことでも、本当耳の痛いお話かも知れませんが、こういう問題を取り上げてきましたけれども、私は職員への福利厚生を否定しているわけではありません。自治体職員にも福利厚生を受ける権利は当然保障されなければならない。問題はその中身じゃないですか。今回の中身、私だけでしょうか、こういう解決の仕方をしてもいいというのは。私はこの解決の仕方を認めません。助役はいかがですか。

○議長（井上 太一君）

山崎助役。

○助役（山崎 義弘君）

私、中間市の職員厚生会の会長でございますので、今回の制度廃止に伴いますシニアプ

ランの返還金の処理の決定過程におきまして大きく関与しておりますので、一言ご説明をさせていただきます。

今言われておりますように、職員掛金分に関しまして元本割れを補てんし、また今後の福利厚生のため厚生会予算にも一定額を繰り入れた結果、シニアプラン公費負担分の全額を一般会計ほか各会計に戻さなかった点、回収率は84%でございます。2.18億円分の1.84億円を公費といいますか、各会計に戻しております。について一定のご批判はあると思っております。が、私どもとしては、住民の理解と納得が得られる社会通念上妥当な解決であって、違法、不当なものでは決してないというふうに考えております。

その理由は三つございまして、第1に、今日の本市の財政状況をかんがみ、筋を立てて早期に解決することを何よりも目指しました。一般会計においては、もう既に17年度決算済みでございまして、交付税の大幅な削減状況下にあります中、17年度はこの1億4,000万円のシニアプラン返還金があったからこそ財政調整基金は約1億円の減少にとどまることができました。で、第2に、職員掛金分について、その元本割れ、約9%相当を補てんしたのは、制度廃止に伴います損失であって、これを現役職員個人の責に期すには余りに酷であること、既に退会給付金の支給を受けたOB職員との均衡を考慮したからでございます。

三つ目に、通常の厚生予算として厚生会予算に一定の所要額を繰り入れたのは、これまで財政上の理由等から、厚生会への公費による事業主負担が縮小している結果、有効な事業が現状行えていない。地方公務員法42条の地方公共団体は職員の保健、元気回復、その他の厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとする当局責任を踏まえ、今回の返還金財源を活用したものでございます。その意味で労使なれ合いであるとか、身内に甘いとかいった批判は全く当たらないというふうに考えております。

で、先の最高裁判決でございました大阪府市町村職員互助会の訴訟でございますけれども、これは結論から言いますと、私たちの返還金処理に関する事案とは明らかに異なっております。最高裁判決の射程外であるというふうに考えております。

私は常々、全体の奉仕者であります公務員の気構えとして、座右の銘としております漢詩がございます。二本松城に残る藩主の戒めを記した碑文でありまして、現代でも十分に通用する考え方であると思っております。「なんじの俸、なんじの禄は民の膏、民の脂なり、下民は虐げやすきも上天は欺きがたし」、あえて現代語に訳せば、「お前たち武士の俸給は人民たちが脂して働いた血税である。お前たちは人民に感謝し、いたわらなければならない。この気持ちを忘れて弱い人たちを虐げると、きっと天罰に遭うぞ」と。この言葉を十分吟味しながら踏まえて今回の返還金処理を行ったものでございまして、納税者の理解が得られるというふうに思っています。

今後、住民監査請求、住民訴訟が行われても、私どもに天罰が下ることはないと思っております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

ちょっと逆に理解していらっしゃるんじゃないでしょうか、今聞きましたところ。

市長、厚生会の活動に必要なだからということで位置づけを助役はなされましたけれども、住民はそんなふうにもっともだにとられるのでしょうか。そのことについて私は今後引き続きやってまいりますし、このことをここでお願いした、このことを幾らいつても解決しない、ここの場では解決しないと思いますので、これを今いらっしゃる監査委員さんがいらしゃいますですね、監査委員さんにこういう処理の仕方がいいのか、ちゃんと第三者の目を通して監査していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどから大阪との関係で不法という話がされておりますけれども、大阪の関係と中間市の事情ちょっと違いまして、大阪の関係は法定共済費の中にそういうふうなシニアプラン的なものを入れ込んだという、何と言いますか、使用目的が違ったこととございます。

当中間市におきましては、当初予算の方からシニアプランということで、ちゃんと使用目的ははっきりした中で予算の了解をいただいて、それを執行したということとございますんで、当初からこれを隠してだましてシニアプランを出したということではございません。そのあたりは十分ご理解いただきたいと、そんなふうにいるところですよ。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

私は何も大阪がそうだからここもそうしなさいと言っているんじゃないんです。中間は中間のことで考えられたらいいと思います。中間は中間、このやり方が正しかったのかどうか。正しかったならば、そのシニア事業ですね、福岡県全市が入っているはずですよ、町も。そしてその掛金もまちまちでしょう。本俸の1000分の5、受益者も1000分の5というところがあれば、中間のように1000分の10、2倍の掛金でもってやってきたという。それは市民に判断を仰いでしてきたわけじゃないわけです。皆さんでもってやったわけですよ、平成3年に。やられているんですよ。何にも負担金じゃない。負担金と言うなら負担金の定義を言っていたいただきたいと思います。これはただあんた貯蓄じゃないですか。負担金だったら、私ども税金の預かったところから行政に見返りがあるわけですよ。これは行政に見返りがあるんじゃないかと、退職した職員がもらっていくわけですよ。退職金というのは十分でないんですか。3,000万円とか2,000何百万円というのは

小さなところではないはずですよ、今の時代ですね。そうした中で返ってきたお金、そして今助役はシニアプランの返還金があったから約1億5,000万円助かったなんていうことを言われてますけど。こちらから言わせていただければ、3億200万円とか、そういうお金を最初から掛けていただかなければ、こういう制度を中間市がかたっていなければ、元本だけでも3億263万円丸々あったわけですよ。それをずっと差し引いていけば1億8,000万円ですか、そういう損失、こちらから言わせていただくならば1億8,000万円の損失になるわけですよ、住民の側とすれば。1億1,800万円ですか、約、私が計算しましたら。返還金、それから今の1,100何万円、そして厚生会に2,200万円出したお金、行政改革で1000分のあれということをちゃんとお出しになられとって、これではやっていかれないから、十分な職員が活動できないからということで1000分の2の5年分ということは、5年間このことをずっとやるわけですよ。それに全部充てていくということですよ。

だから私はここでもう一度お願いしたいのは、市長、このことは監査委員はご存じなんですか、こういう。ご存じないはずですよ。ですから、この議会が終わったら、監査委員に中間市のシニアプランの返還についての処理はこういう形をしましたと、そういうことをきちっとお話していただきたい。

そして、このことを住民はどう感じるのか、市民にわかるように公表していただきたい。そのことをお約束していただきたいですが、監査委員さんにちゃんとしていただけますね。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これはもう決算、監査報告あっている関係でございますので、監査委員さんもお承知のことと思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

私からもまた監査委員さんにはお会いしてお話したいと思う。監査委員さんご存じといたって、この詳細は知っていないはずですよ。

以上でもって終わらせていただきます。

○議長（井上 太一君）

この際、暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩

.....

午後3時05分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2. 認定第 1号

日程第 3. 認定第 2号

日程第 4. 認定第 3号

日程第 5. 認定第 4号

日程第 6. 認定第 5号

日程第 7. 認定第 6号

日程第 8. 認定第 7号

日程第 9. 認定第 8号

日程第 10. 認定第 9号

日程第 11. 認定第 10号

○議長（井上 太一君）

これより日程第2、認定第1号から日程第11、認定第10号までの決算認定10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております決算認定10件は会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 12. 第 46号議案

日程第 13. 第 47号議案

日程第 14. 第 48号議案

日程第 15. 第 49号議案

日程第 16. 第 50号議案

日程第 17. 第 51号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第12、第46号議案から日程第17、第51号議案までの補正予算6件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算6件は会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第18. 第54号議案

日程第19. 第55号議案

日程第20. 第57号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第18、第54号議案から日程第20、第57号議案までの条例改正3件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正3件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第54号議案から第57号議案の条例改正3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第54号議案中間市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第55号議案中間市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第57号議案中間市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 第52号議案

日程第22. 第53号議案

日程第23. 第56号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第21、第52号議案から日程第23、第56号議案までの条例改正3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正3件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第24. 第58号議案

日程第25. 第59号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第24、第58号議案から日程第25、第59号議案までの条例制定2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例制定2件は会議規則第37条第1項の規定により、所管の民生経済委員会に付託いたします。

日程第26. 第60号議案

日程第27. 第61号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第26、第60号議案から日程第27、第61号議案までの議案2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案2件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより第60号議案から第61号議案の議案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第60号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第61号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

日程第28. 会議録署名議員の指名

○議長(井上 太一君)

これより日程第28、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において中家多恵子さん及び香川実君を指名いたします。

○議長(井上 太一君)

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後3時10分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 中 家 多 恵 子

議 員 香 川 実

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員